

## 第6編 知的財産分野における非正常の正常化、規制改革及び政府3.0

## 第1章 知的財産分野における非正常の正常化

### 第1節 概観

企画調整課 創造行政担当課 技術書記官 ジョン・ジンウク

#### 1. 推進背景及び概要

韓国政府は過去から続いてきた間違った慣行と非理、不正腐敗を正すために「非正常化の正常化」に取り組んでいる。「非正常の正常化」とは、韓国社会のいたるところに根強く定着している不正腐敗、不条理、不法、便法などの「非正常」を正すことにより法と原則が正常化となり、透明で効率的な国家と社会を築きあげ、社会的資本が蓄積された「正常」を実現することによって、「強固な基盤の大韓民国」を築きあげることが現政府の国政運営方向である。

非正常の正常化を主管する国務調整室においては、「非正常の正常化」について国民が身近で感じることができるよう、4大分野（△公共部門の改革、△法秩序の確立、△透明で公正な社会、△国民安全の確保）から「政府100大非正常の正常化課題」を選定し発表した（2015年4月）。

100大課題は、従来の245件に上る課題について選択と集中により75件の課題に選別し、新たに25件の新規課題を追加したものである。

特許庁と知的財産分野のいたるところに隠れている不条理の慣行、国民に不便を与える古い制度を探して正常化にすることに拍車をかけた。

まず、「政府100大非正常の正常化課題」に特許庁の「商標ブローカ、特許虚偽表示などの非正常化の特許・商標慣行の改善」を含ませた。

「商標ブローカ、特許虚偽表示等の非正常的な特許・商標慣行の改善課題」は、①

国内商標ブローカの根絶、②海外商標ブローカの根絶、③特許虚偽表示の防止など、計3つの細部課題で構成された。海外へ進出した韓国企業を脅かす海外商標ブローカを根絶し、オンラインショッピングモールなどに蔓延している特許虚偽表示を防止するために、2014年に取り組んだ「国内商標ブローカ根絶」という課題の範囲を拡大したものである。

一方、今年で非正常の正常化取組から3年目を迎え、非正常の正常化課題に対する充実な取組だけでなく、非正常化の正常化に対する効果について全国民が身近で感じられるよう多様な努力を傾けた。

省庁全体において初めて開放・共有・疎通・協力の「政府3.0の業務方式を適用した非正常の正常化」を目標として設定し、課題の選定、取組、管理、拡大などの取組に係る全過程において国民の参加機会を拡大した。また、「非正常の正常化に係る国民広報サポーターズ」を構成して国民オーダーメイド型広報コンテンツを制作しオンライン広報の実施と、街角キャンペーンを行うなど、国民が非正常の正常化について認識できるよう幅広い広報活動を繰り広げた。さらに、国民にもっと近づくために特許庁において非正常の正常化キャラクター「バロム」を作り、多少硬い非正常の正常化についての概念を簡単に伝えるために非正常の正常化スローガン「(-)不便と負担を減らし、(+)信頼を加え、(÷)困難な状況を分かち合えば、(×)幸せは倍になる」を製作するなど、非正常の正常化の対内・外の拡大に向けて努力した。

## 2. 推進内容及び成果

特許庁では国民の声をより積極的に反映するために、「政府3.0業務方式を通じた非正常の正常化」に取り組んだ。「政府3.0業務方式による非正常の正常化」とは、非正常的な慣行の発掘、正常化法案の構築・取組に続き、正常化成果の改善・補完および対内・外の拡大まで非正常の正常化取組のすべての過程を政府3.0パラダイムである「解放・共有・疎通・協力」の4つの原則に従って取り組むことをいう。

特許庁は省庁全体で初めて試み、そのノウハウを「政府3.0方式の非正常の正常化

を真似てやってみる」のマニュアルを製作して全体省庁及び自治体に配布した（2015年12月）。

<図VI-1-1> 政府3.0方式の非正常の正常化取組概要



イ. 課題発掘チャンネルの多様化

従来は、非正常の正常化に係る新規課題を発掘するために国民提案公募を実施し、内部的には他の部署に課題提出を依頼するなどの自発的な参加だけに依存してきたが、国民の意見を多角かつ積極敏に反映することに対し限界があった。このような限界を克服したく、課題発掘のチャンネルを多様化にし、国民・職員全体が課題発掘に参加できる環境を造成した。その結果、不公正・不平などの慣行改善、国民の安全確保、古い制度及び国民の不便をもたらす慣行改善など、5分野にわたり31件の非正常の正常化課題を発掘して取り組むことができた。

<表VI-1-1> 課題発掘チャンネルの多様化事例

外部	民間専門家	特許庁における非正常の正常化取組協議会（4月）
	▶（事例）民間専門家（学界・業界）で構成された協議会の構成・運営により	

	「特許へのアクセス性改善を行い出願人の不便を解消」などの内部推進課題の発掘・推進	
	一般国民	正常化についての国民提案を公募（5月）
	▶（事例）国民に対する「特許行政制度改善の公募展」に「非正常の正常化」部門の公募（5月）を実施し、「顧客便宜向上のための具体的な情報提供」を内部推進改題として発掘・推進	
	請願人	国民請願システムー国民苦情窓口・規制改革窓口（常時）
	▶（事例）「手数料」関連の苦情を内部推進課題として発掘・推進	
内部	全体職員 （個人）	「My Jpb Idea」公募展（2014年11月）
	▶（事例）全体職員を対象に実施する提案公募展により「代理なし（弁理士なし）個人出願のアイデア死蔵防止」を内部推進課題として発掘・推進	
	全体部署	正常化の優秀事例競合大会（7月）
	▶（事例）各部署で取り組む政策事項を競合大会を通じて「正常化」課題として発掘するシステムであり、「政府R&D特許成果を個人が所有する非正常的慣行の根絶」を内部推進課題として発掘・推進	
	全体部署	庁内における業務共有（常時）
	▶幹部会議・内部業務報告などを一週間単位でモニタリングし、内部推進課題を発掘・推進	

&lt;表VI-1-2&gt; 2015年度特許庁における非正常化の正常化推進事例

区分	番号	課題内容
不公正慣 行の改善 (8)	核心課題	商標ブローカ、特許虚偽表示等の非正常的特許・商標慣行の改善
	1-1	オンライン上の模倣品不法販売・流通の根絶
	1-2	特許侵害損害賠償制度の改善
	1-3	消滅商標使用秩序の改善
	1-4	正当な権利者の出願可能期間延長
	1-5	アイデア公募展重複受賞予防のためのアイデアDB構築

	1-6	営業秘密侵害・流出防止実効性の向上
	1-7	不合理な政府R&D特許成果の認定及び収集慣行の改善

区分	番号	課題内容
不平等慣 行の改善 (3)	2-1	特許法人の設立要件緩和
	2-2	海外特許獲得支援事業対象の拡大
	2-3	権利を自ら放棄のときに残余登録料の払い戻し

区分	番号	課題内容
国民の安 全確保 (3)	3-1	国民安全のための模倣品流通根絶
	3-2	災難に備え特許微生物安全保存基盤の構築
	3-3	国際知識財産研修院の安全管理口座

区分	番号	課題内容
古い手続 き及び制 度改善 (8)	4-1	審判請求手数料の払い戻し
	4-2	指定商品別権利範囲確認審判制度の導入
	4-3	優先審査制度の改善
	4-4	審査請求手数料の払い戻し
	4-5	知的財産権貿易収支統計の新規開発及び普及
	4-6	拒絶査定不服審判において取消審決時に審判請求手数料の払い戻し
	4-7	不必要な予算浪費防止のための非正常出願の改善
	4-8	強い特許創出及び権利保護のための審査・審判制度の改善

区分	番号	課題内容
国民の不 便をもた らす慣行 の改善	5-1	不必要な審査処理遅延の改善
	5-2	モバイル手数料の納付システム構築
	5-3	傘下機関のウェブサイト統合管理により特許庁の製作利用を増大

(9)	5-4	特許路（出願システム）アクセス性の改善により出願人の不便を解消
	5-5	再拒絶査定不服審判を優先審判対象に追加
	5-6	デザイン登録料未納による権利回復申請手続きの緩和
	5-7	特許管理人のない在外者に対する審判関連の英文案内範囲拡大
	5-8	顧客便宜向上のための正確かつ具体的な情報提供
	5-9	無代理審査・審判請求人のためのオーダーメイド型審査・審判サービスの提供

ロ．関連部署間の協業体系に基盤した「協力疎通型」の課題推進

非正常の正常化課題に係る全般的な取組は課題の所管部署で担当するが、他の部署の協力が必要であるか、又は非正常の正常化推進のために課題との連携が必要な場合には、課題所管部署単独で取組むと企画や協力が多少難しい側面があった。このような問題点を解決したく、課題の推進過程において正常化総括部署が参加して非正常の正常化コンサルティング、定期的な実績点検を実施するなど、課題推進において抜かりがないよう体系的な管理システムを構築した。その結果、遅延又は漏れなく31件の課題をすべて正常的推進を完了した。

<表VI-1-3> 協力・疎通課題推進の要素及び事例

正常化 コンサル ティング	非正常的な慣行・制度及び正常的な様子を定義し改善するための計画策定、拡散方案、政府3.0方式の適用など、正常化方案の構築のためのコンサルティング
定期 点検	核心課題及び内部推進課題など、31件の課題すべて定期的な実績点検（5, 7, 8, 10月）と実務担当者会議を行い課題計画に備え実績、推進内容などを常時に協議
▶（事例）「政府R&D」特許成果を個人が所有する非正常的な慣行の根絶」の場合、該当課において内部的に進行していた政策事項を正常化課題として発掘、正常化コン	

サルティングを通じ「非正常の正常化推進形態」に設計
---------------------------

#### ハ．正常化Feedbackが実際に政策改善につながる循環管理体系の構築

特許庁は教授、弁理士などの外部知的財産専門家と推進課題を担当する特許庁内部の委員が共同で参加する「特許庁非正常の正常化推進協議会」を構成した。推進協議会を通じて推進課題の選定から履行点検、対応方策の検討などの正常化に係る推進全般について管理し、正常化課題の推進過程全般において国民が参加できるようにした。また、推進協議会で提案された意見は課題の所管部署に伝え検討した後に反映できるようにし、処置条項に対するモニタリングを行った。また、非正常の正常化に対する国民のアクセスを容易にするために特許庁ホームページ ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))に「非正常の正常化」コーナーを新設し、特許庁の31件の非正常の正常化に係る課題推進事項を定期的に掲載し、これに対し国民が自由に意見を提示できるようにした（2015年6月）。

<表VI-1-4>非正常の正常化に係る国民の意見及び処置内容

国民の意見	処置内容
国内商標ブローカ情報共有と関連し、業種別共有を通じて対応能力を強化することが必要（正常化推進協議会）	「韓国衣類産業協会」など、海外商標ブローカに脆弱な分野の業種団体を中心に懇談会及び説明会開催（7回）
海外商標ブローカ根絶と関連し、予防教育なども必要であるが、事例及びノウハウを共有することも必要（正常化推進委員会）	事例中心に記述された「中国知財権活用及び保護ガイド」の発刊及び配布（10月）
中小企業の場合、制度の理解不足により特許虚偽表示をする場合が多いので、認識向上への努力が必要（正常化推進協議会）	「特許表示に関するガイドライン」の発刊及び配布（12月）

#### ニ．国民が分かりやすく、国民が直接参加する「国民親和型の広報」



「非正常の正常化」の概念が多少慣れなく、特に特許庁の課題の場合は知的財産権と関連した専門的な内容が多いことから、従来の広報方法において限界があった。そこで、特許庁は国民にさらに近づくために特許庁の非正常の正常化キャラクター「バロム」を開発し、キャラクター「バロム」を活用したCartoonを通じて課題内容を分かりやすく説明する「ストーリーテリング」方式の広報を実施した。一方、国民が直接参加し、国民オーダーメイド型広報を遂行するために「非正常の正常化に係る国民広報サポーターズ」を構成してブログ、SNSなどのオンライン広報及び街角キャンペーンなどのオフライン広報を多角度から取り組んだ。

<図VI-1-2>非正常の正常化に係る国民親和型の広報事例



### 3. 評価及び発展方向

特許庁及び傘下機関の2015年非正常の正常化推進に対する履行点検の結果、特許庁内部の課題31件（核心課題含む）、韓国発明振興会など6傘下機関の37件課題の中で一部課題を除外してはずべて正常に推進を完了した。

ただし、法令改正後の後続処置が必要な一部の課題は、後続処置が完了するまで別途で管理する計画である。すでに完了して終わった課題についても定期的なモニタリングを通じて正常化の成果が安定的に定着できるよう持続的に管理していく予定である。

一方、「政府3.0方式の非正常の正常化推進を通じて非正常の正常化推進の全過程において国民の参加機会を設けたが、新規課題の発掘や広報などの一部においてのみ

国民の参加が集中される傾向を補完する必要があった。そこで、政策策定から実施などの実際の正常化推進課題においても国民が積極的に参加できるよう「国民デザイン団（仮称）」を運営し、国民サポーターズの活動範囲及び期間を拡大するなど「政府3.0方式の非正常の正常化」推進方式を改善・補完する予定である。

## 第2節 正常的な商標使用のために国内商標ブローカの根絶

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ノ・ジェソン

### 1. 推進背景及び概要

「商標ブローカ」とは、自分の商品又はサービス業に使用する目的で商標を出願することではなく、登録を受けた商標権を根拠に他の者に商標使用料又は商標移転に伴う合意金を要求するなど、不正な目的で商標を出願する者を意味する。

商標ブローカによる被害事例は、零細小商工人から大企業に至るまで広範囲であり、被害問題が深刻となっている。

特に、2012年から2014年まで商標ブローカにより小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

商標ブローカは主に未登録の有名な商標、TVプログラムの主題、芸能人の名称、小商工人が商号としてよく使用する未登録商標、新設法人の名称などを冒認出願し登録を受けた後、本当の商標使用者に対し逆に合意金を要求して営業を妨害する。これに止まらず、商標ブローカの無分別な出願は商標登録出願の趨勢を歪曲し、商標ブローカの大半は、出願を取下げるか登録を放棄していることから審査などにおいて不必要な行政力の浪費を招いている。

<表VI-1-5>商標ブローカの出願類型及び事例

商標類型	出願事例
有名な芸能人の名称	2NE1、ビックバン、東方神起、カンホドン、クッチニなど
有名な放送プログラム	1泊2日、ハッピーサンデー、マパド、ワンガビ、デチャンクム、男の資格など

国内外の有名商標の模倣	アバンテ、Twitter、グーグル、TOYOTA、ヘジス、カカオトク、ハイディンクなど
先使用商号の模倣	イースター航空、LNS METAL、製薬会社薬品ブランドなど
識別力のない標章	江南スタイル、#、=、ID、@、3.4、3.0、Sex.com、%、.kr 等

特許庁は、このような商標ブローカによる被害を防ぐために多様な法的、制度的装置を用意してきた。まず、2013年10月には商標ブローカが未登録商号を先に商標登録を行い、零細小商工人に合意金を要求する行為を防止するために、商標出願の前にまず使用した企業の名称や商号について商標権の効力が及ばないように法改正を行った。また、2013年12月には商標審査基準を改正してインターネットなどを通じた審査官職権調査を強化することによって外国商標や有名商標を模倣した場合、厳格に登録を拒絶するようにしている。2014年6月には商標法を改正し他人の商標を先占する目的で信義則に反して出願した商標及び有名商標の識別力を弱化させる商標の登録を防止し、他人の成果物を無断で登録を受けた商標に対する使用を制限する規定を設けた。

しかし、このような法的処置にも関わらず商標制度に対する理解が多少不足の個人、零細小商工人を中心に商標ブローカの被害が依然として発生している。

<図VI-1-3> 商標ブローカの被害報道事例



2. 推進内容及び成果

## イ. 商標ブローカの商標権登録防止のための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情窓口、マスコミ等を通じて持続的に商標ブローカに対する実態把握を行い、毎月商標ブローカリストをアップデートし、ブローカの商標登録出願について特別な管理を行うことで、不正目的の商標ブローカ出願商標の登録を徹底的に防止してきた。また、商標ブローカの商標登録出願だけでなく、すべての出願商標に対し審査官が職権で商標の使用実態を調査できるようにし、既に使用中の他の者の商標を先占して不当な利益を得ようとするなどの不正な目的で出願していないか否かを厳格に審査するよう審査指針をつくって施行してきている。また、商標審査基準を改正し1月から不正目的の商標出願及び有名芸能人・放送プログラム名称の先占を目的とした出願などに対する拒絶査定を強化した。

＜表VI-1-6＞ 商標ブローカ出願類型及び事例

区分	2012	2013	2014	2015
不正な目的の商標出願に対する拒絶件数	903件	991件	3,046件	1,875件

ロ. 被害申告サイト運営などにより商標ブローカ根絶に向けて国民キャンペーンの展開

## 1) 商標ブローカ被害申告サイトの開設及び運営

商標ブローカの商標登録を防止するために法制度の改善などの多様な政策に取り組み、商標ブローカが既に登録した商標により善意の商標使用者が被害を受けないよう防止するために2014年1月に被害申告サイトを開設した。2015年には計102件の相談を実施し、商標ブローカが登録を受けた商標であっても「出願前から商標を使用してきた場合は、登録商標との関係を問わず継続的に使用できる権限がある」という商標法の内容などについて案内を行い、商標ブローカ被害防止に実質的に役立っている。また、

公益弁理士相談センターと連携して商標ブローカに対応するために無効審判制度などの関連制度を案内している(2015年1,109件)。

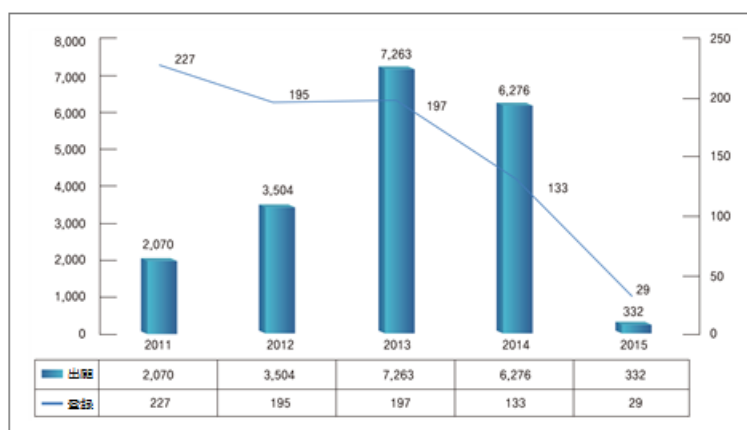
2)多様な広報チャンネルを通じて商標ブローカ根絶について国民キャンペーンの展開

商標ブローカによる不必要な紛争防止を防ぎ、商標権確保の重要性を広く知らせるために業種別代表団体と商標制度協議会を構成し(2015年6月)、模倣商標の被害が頻繁な韓国衣類産業協会などと7月から11月まで計6回の現場疎通を行った。

また、商標ブローカ行為に対する警戒心を高め、善意の商標使用者が不測の被害を受けないよう、商標ブローカ行為の深刻性及び被害防止方策について国民に対しキャンペーンを展開した。ラジオキャンペーン、官公署電光板の公益公告、特許庁知的財産大展内の広報ブース設置、商標法改正案の内容についてブリーフィング、報道資料の配布、寄稿文の掲載・弁理士等の専門家集団に対する懇談会の開催など、多様なチャンネルを通じて積極的に広報を実施した。

その結果、商標ブローカによる新規出願は月平均28件(計332件)で、2014年の月平均523件(計6,276件)の1/19の水準に急速に減少した。さらに、商標ブローカの登録件数もまた、2014年133件から2015年は29件に大幅に減少した。

<図VI-1-4> 商標ブローカの出願登録推移



### 3. 評価及び発展方向

昨年度に特許庁は、商標法などの関連法制度の改善、商標ブローカ出願商標に対する拒絶強化及び商標ブローカによる被害申告サイトの運営など、不公正な商標ブローカの行為を根絶するために統合的・全周期的な対策を講じて施行した。このような努力と成果は国際的にも認定を受けている。すなわち、米国商工会議所傘下のグローバル知的財産センター(GIPC:Global IP Center)が発表した「2016年国際知的財産指数(国家の知的財産保護及び執行能力について測定・評価する指標)」の商標分野の評価において韓国は米国と共同で1位を占めた。

このように商標分野において2年連続世界1位を占めたのは、商標ブローカ常時モニタリング・被害申告サイトの運営、悪意的な模倣商標出願に対する厳格な審査など、商標ブローカ根絶のための一連の処置と努力が大きく作用したものとみえる。また、ラジオキャンペーン、知的財産大典展示などの全方位的な広報は、単純に「商標ブローカの根絶」という非正常の正常化に対する課題内容についての広報に留まらず、商標ブローカに対し商標ブローカ出願誘因の減少を認知させて行為を抑制させることができ、また、善意の商標使用者に対しては予期せぬ被害予防のための商標権管理に役立つなど、その波及効果がかなり高いと評価された。

特許庁はこのような成果を基盤に商標ブローカ根絶に向けた政策を持続的に取組み、公正な商標秩序の確立に努める計画である。特に、審査官職権調査の強化を通じて不正目的の商標出願に対する厳格な審査を持続的に履行することによって、商標ブローカの商標登録を徹底的に防止し、被害申告サイトを運営するなどの多様な政策に取り組む計画である。また、商標ブローカの商標出願行為そのもの自体を根絶させるために、特許庁の推進政策に対しても多様なチャンネルを通じて積極的に広報する計画である。

### 第3節 海外商標ブローカから韓国企業被害の予防

産業財産保護政策局 産業財産保護支援課 行政事務官 ガク・スホン

#### 1. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発化となり、韓国ドラマ、K-popなどの韓流により、K-ブランドの認知度が高くなるにつれ、衣類、食品、化粧品などの全産業にわたりK-ブランドの侵害被害が徐々に増加した。

これまで韓国企業は、海外市場開拓のためにはまず輸出を行い、輸出物量が増加する過程において商標権確保の必要性を認識し始め、商標権確保に努力を傾ける場合が多かった。このような状況を悪用して海外商標ブローカが韓国企業の商標を無断で先登録を行い、商標のロイヤルティーを要求したり、海外流通市場の進入を妨害するなどの被害事例が続出した。

特許庁は「海外商標ブローカ行為」という非正常的慣行を正常化にし、商標ブローカによる被害を防止するため、商標ブローカの常時モニタリング体系を構築して商標ブローカの摘発時に関連情報を迅速に被害企業に提供して被害の拡大を防止するとともに、異議申し立て・無効審判・回収（交渉）支援のための紛争対応コンサルティングを提供するなどの商標侵害対応体系を構築して持続的に海外商標ブローカによる韓国企業の被害を防止するために努力した。

#### 2. 主要内容及び成果

##### イ. 海外商標ブローカの状況及び被害状況の点検

2014年11月IP-DESK（海外知的財産センター）において商標ブローカの疑いのある状況を発見した後、特許庁はK-ブランド相談センターの内部調査及び外部の専門機関調査を通じて商標ブローカの被害現況を把握し、14名の商標ブローカを発見して調査



結果を被害企業に伝えた。

その後、海外現地におけるK-ブランドの権利確保による紛争予防と体系的な紛争対応体系の構築による韓国企業の競争力強化を目的に、2014年12月に国家知識財産委員会において関連省庁合同で策定した「K-ブランド保護総合対策」を議決・発表し、商標無断先登録の被害事例に対するマスコミ報道を通じて商標ブローカに対する心理的圧迫も並行した。

食品、衣類、化粧品、フランチャイズなどの業種別団体と協力して該当団体の会員社を対象に被害事例を伝播し、特許庁長とフランチャイズ企業のCEO間懇談会などを通じて商標ブローカ対応のための意見交流の機会も拡大した。

海外現地IP-DESKと国内K-ブランド相談センターなどを通じて悪意的な無断先登録の疑いのある商標ブローカを調査した結果、2015年12月まで16件の商標ブローカによる350企業の1,040件の権利先占事実を摘発して被害企業に通報し、このうちの33企業に「K-ブランドコンサルティング」と連携して支援した。

#### ロ．海外商標ブローカモニタリング及び商標権確保の支援を通じて被害予防

中国などの海外商標ブローカ現況を調査し、把握された商標ブローカに対しては出願・登録情報等を周期的にモニタリングを行い関連企業に情報を提供した。悪意な商標ブローカに推定される出願人に対しては、月単位で出願動向を把握して韓国企業に関連情報を提供するなど、被害が拡大されることを防ぐために努力した。

摘発された海外商標ブローカの先占状況に対しては、外部専門家が中国内の出願内容を確認してから対応期限、法律的な基礎意見、韓国内の権利状況などの韓国企業の初期対応方向の設定に必要な総合的な調査を進行し、その結果を企業に提供することによって迅速な対応ができるようにした。

また、海外商標ブローカの摘発経路をIP-DESKを通じてモニタリングの受付と産業

団体を通じた被害事例の受付、企業らが参加した各種懇談会を通じた事例受付などで多様化にし、被害企業には「知的財産権紛争対応センター」を通じて類型別・段階別の対応戦略を総合的に支援し、必要な場合「K-ブランドコンサルティング」と連携支援した。

海外商標ブローカが商標を先占した以後には、先出願主義原則によって商標権の無効化又は回収（譲渡交渉）などで対応するほかなく、海外進出前に商標権の確保を通じて被害を予防できるよう海外進出企業に対する海外知財権出願費用の支援を拡大した。

#### ハ．海外商標ブローカ被害の類型別・段階別対応戦略の支援

特許庁は、海外商標ブローカによる被害事例発生時に被害類型が類似な業種又は企業間において協議体を構成して段階別に異議申し立て、無効審判などの法的手段を活用できるようにし、被害企業が侵害対応を通じた自社の権利を取り戻せるように支援した。

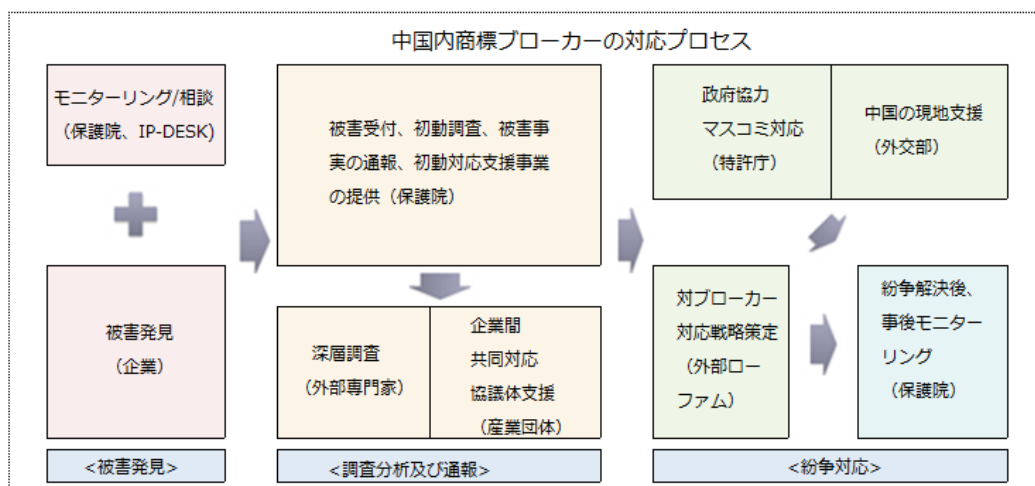
これのために商標ブローカに対する中国商標法の体系に合う法律的対応戦略及び改正された中国商標法と関連した判例研究などを推進して、出願公告中である商標については、無効審判請求、不使用取消審判請求等の方策を検討し、「K-ブランドコンサルティング」を通じて被害企業への支援を行った。

また、韓国企業の中国進出の状況及び権利別の被害状況を根拠に、異議申し立て、無効審判、譲渡交渉などの多角的な対応を通じて企業の交渉力を最大化にし、商標権の回収費用を節減できるように助け、ブランド・ネーミングなどの中長期的な戦略策定を支援した。

ニ．海外商標ブローカ被害予防・初期対応のための総合窓口の運営及び国民向け広報

韓国知識財産保護院内に商標ブローカ被害予防・初期対応のための「知的財産権紛争対応センター」を運営し、海外商標ブローカの被害相談及び対応戦略の提示、中国の商標検索サービスなどのOne-Stopサービスを支援した。

<図VI-1-5> 中国内商標ブローカ対応のプロセス



海外商標ブローカによる被害が大きい5つの産業別団体と広報及び被害対応体系を共同で構築し、被害予防のための認識向上に向けて放送社と日刊紙、寄稿文などの各種媒体を活用した広報強化と、産業分野別の特性を考慮した「K-ブランド保護」の説明会・懇談会を開催して参加企業の関心を集中させた。

また、企業の知的財産権担当者に適時に必要な情報を提供できるよう毎月ニュースレター（K-ブランドニュースレター、計12回）を提供し、IP-DESKを通じて海外現地の説明会（35回）を開催するなど、海外商標ブローカの被害及び対応戦略の共有・伝播を通じて海外商標権確保の重要性に対する認識を拡大させた。

<図VI-1-6> 商標ブローカ根絶推進の広報活動



特許庁長—フランチャイズ  
CEO懇談会（2015年1月）



フランチャイズCEO懇談会  
（2015年3月）



K-ブランドニュースレター

### 3. 評価及び発展方向

特許庁は韓国企業の海外進出を妨害する海外商標ブローカを予防するために常時モニタリングを実施し、コンサルティングを通じて法的対応をする等の非正常の正常化に係る課題を積極的に遂行した。

モニタリングの結果、16件の商標ブローカによる1,040件の韓国商標の先占事実を発見したことがあり、今後予算投入を通じてモニタリングの人材を補強して商標ブローカ対応のための民間合同T/Fも構築するなどの追加的な成果導出にも努力する計画である。

国際的な共助体系の構築のため、韓・中の商標庁長会談などを通じて二国間の商標権保護に対し持続的な協力をしているが、商標ブローカ関連の具体的な議論はまだ不十分な段階である。特許庁は、法令・判例に対する深化研究を通じて制度の改善事項を導出し、中国政府との交流・協力を通じて商標ブローカの被害を縮小できるよう国際協力を強化する予定である。

また、特許庁は、中国・ASEAN地域の現地政府との協力により、現地取り締まり公務員対象のK-ブランド説明会及び国内招へい研修などを積極的に推進し、現地において韓国ブランドの模倣品の取り締まりが効果的に行われるよう支援した。また、企業が海外進出前に現地の商標を確保することにより紛争を予防し、ブランドの侵害発生時にも迅速に対応できるよう多角的な努力を続ける予定である。

## 第4節 健全な取引秩序確立のための特許虚偽表示防止

産業財産保護政策局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

### 1. 推進背景及び概要

「知的財産権（知財権）表示は、製品、商品などに適用される知的財産権の出願・登録に関する具体的な事項を該当製品又は包装に表記して第三者が分かるようにすることをいう。このような表示は製品に対する消費者の信頼度形成に大きな影響を及ぼし、不必要な知的財産権紛争を事前に予防する効果がある。延いては、消費者は製品の優秀性を判断する表示となり、企業には製品を広報するマーケティング手段となる。

しかし、最近オンラインショッピングモールだけではなく、新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないにもかかわらず、特許を受けた製品として広告する等の知財権虚偽表示行為が多く発生している。

2015年6月に特許庁で実施した特許虚偽表示の実態調査の結果によると、国内の主要オンラインショッピングモールにおいて、特許を活用した広告の中でまともに表示している場合が56.9%、明確に虚偽表示である場合が6.0%、特許番号を不明確に表示又は特許番号がない場合が37.1%（虚偽表示に該当する可能性が高い）と調査された。知財権虚偽表示は消費者に間違った情報を提供することにより製品の品質に対する誤認と混同を誘発し、不実製品の購買による金銭的被害を及ぼす可能性が高い。

<図VI-1-7>特許虚偽表示の代表事例



特許庁は知的財産権専担部署としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知識財産委員会の案件として「健全な取引秩序確立のための知的財産権表示改善方策」を上程・議決した後、特許法施行規則の改正と知財権虚偽表示申告センターを運営するなどの知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい表示文化の定着のために多様な政策を推進した。

## 2. 主要内容及び成果

### イ. 知財権出願表示に関する混同防止の規定整備

知的財産権表示は特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法などの関連法令に基づいて知財権の種類と登録（出願）番号を表記する方式で成り立っているが、一般の国民が出願を登録として誤認することを防止するために関連規定を7月に整備した。特許出願を表示するときには「審査中」をともに記載するよう施行規則を改正したものである。

<図VI-1-8> 知財権表示方法の改正内容

知財権表示方法			
変更前		変更後	
知財権	表示方法	知財権	表示方法
特許	登録 特許 第10-0000000号 方法特許 第 10-0000000号	登録 特許 第10-0000000号 方法特許 第 10-0000000号	登録 特許 第10-0000000号 方法特許 第 10-0000000号
	出願 特許出願 第10-0000-0000000号 方法特許出願 第10-0000-0000000号	出願 特許出願( 심사中 ) 第10-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 ) 方法特許出願( 심사中 ) 第10-0000-0000000号	出願 特許出願( 심사中 ) 第10-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 ) 方法特許出願( 심사中 ) 第10-0000-0000000号
実用新案	登録 実用新案 第20-0000000号	登録 実用新案 第20-0000000号	登録 実用新案 第20-0000000号
	出願 実用新案出願 第 20-0000-0000000号	出願 実用新案出願 ( 審査中 ) 第 20-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 )	出願 実用新案出願 ( 審査中 ) 第 20-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 )
デザイン	登録 디자인등록 第 30-0000000号	登録 디자인등록 第 30-0000000号	登録 디자인등록 第 30-0000000号
	出願 디자인등록출원 第30-0000-0000000号	出願 디자인등록출원( 심사中 ) 第30-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 )	出願 디자인등록출원( 심사中 ) 第30-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 )
商標	登録 商표등록 第40-0000000号	登録 商표등록 第40-0000000号	登録 商표등록 第40-0000000号
	出願 商표등록출원 第40-0000-0000000号	出願 商표등록출원( 심사中 ) 第40-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 )	出願 商표등록출원( 심사中 ) 第40-0000-0000000号 ( 15.7.29 申請 )

ロ. 知財権表示ガイドラインの制定・配布

知財権関連法令に基づいて正しい知財権の表示方法について、具体的なガイドラインを国民に提供するために「知的財産権表示ガイドライン」を製作して配布した。ガイドラインは正しい知財権表示方法及び事例とともに、知財権虚偽表示の類型及び事例、刑事処罰制度、行政処理手続きなどの知財権表示全般にわたる説明と案内が含まれている。

<図VI-1-9> 知財権表示ガイドライン



ハ. 知財権虚偽表示申告センターの開設・運営

知財権虚偽表示による消費者の被害を防止し、正しい知財権表示文化の定着のため

に法制度を改善するなどの多様な政策を推進するとともに、知財権虚偽表示に対する行政的対応を強化するために「知的財産権の虚偽表示申告センター」を開所した（2015年12月）。

申告センターは、知財権虚偽表示行為の申告や関連相談サービスの提供が受けられる専担請願サービス窓口であり、一般の国民ならだれでも利用でき、代表電話（1670-1279）、オンライン（[www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr)）及びe-mail（[1279@kipra.or.kr](mailto:1279@kipra.or.kr)）を通じて申告や相談サービスを受けることができる。


申告センターを通じて申告できる対象は偽って知財権の表示（広告含む）を行う行為である。具体的には知財権登録されたものでない物や知財権出願中でない物などに、知財権登録表示又は知財権出願表示をしたり、又はこれと混同しやすい表示をする行為をいう。

<図VI-1-10> 知財権虚偽表示の代表類型及び事例

知財権虚偽表示代表類型

- ① 製品に適用されない知財権登録(出願)番号の表示や存在しない知財権登録(出願)番号を表示する行為
- ② 知財権登録が拒絶された製品なのにもかかわらず、知財権表示をする行為
- ③ 存続期間満了等で権利が消滅されたのにもかかわらず、知財権表示をする行為
- ④ 知財権出願中である製品に対し知財権登録表示をする行為
- ⑤ 知財権名称を間違えて表記して知財権表記をする行為(例：実用新案登録を受けたのに特許表示する場合)
- ⑥ 知財権出願中でないのにもかかわらず、知財権出願表示をする行為


特許庁ロゴの不当な使用



特許庁認証製品として不当広告



不明確な知的財産権表示





知財権を受けたものと混同を起こさせる行為も知財権虚偽表示に該当され、申告対象に含まれる。例を挙げると、知財権を受けていないにもかかわらず、特許庁のロゴを使用したり、又は特許庁の認証製品であると偽って広告する行為などが該当する。

申告された事件については、特許庁で特許法、商標法などの関連法令に違反か否かを最終確認を行った後、行政指導書を送付し是正するよう啓導していく予定である。行政指導書を2回送付した後にも是正がない場合には刑事告発のような実効的な処置もとる計画である。

これ以外にも申告センターでは、虚偽表示が多く発生するインターネットショッピングモールを対象に周期的なモニタリングを実施し、正しい知財権の表示方法を伝えるための広報及び教育も進行する計画である。

### 3. 評価及び発展方向

特許庁は知財権出願中である場合には「審査中」であることを明確に表示するよう、特許法施行規則を改正した。また、知財権表示ガイドラインを製作して普及した。このような制度改善と広報を通じて特許関連表示の混同による消費者被害を事前に予防することにより、正しい表示文化が定着され、公正で透明な取引秩序を確立できることが期待される。

今後特許庁は特許だけではなく、商標、デザインなどの知財権全般へと課題範囲を広げ、知財権虚偽表示の問題を改善して行き、国民に正しい知財権表示方法を知らせるための努力を続けていく計画である。

企業、個人、青少年などの需要者別にオーダーメイド教育を提供し、公益広告、街角キャンペーン、説明会開催等の多様なチャンネルを通じて正しい知財権表示について積極的に広報する計画である。



## 第2章 知的財産分野における規制改革

### 第1節 概観

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

#### 1. 推進背景

昨年度政府は、大統領主宰の規制改革長官会合において結論が出るまでの議論や現場建議に対する迅速な解決などを通じて強力な規制改革推進の意思を引き締め、規制ギロチン・核心規制改善・経済規制10%減縮などに取り組んだ。今年も大統領の新年記者懇談会（2015. 1. 12）において「内需不振、低成長の基調克服のために慢性的な規制を改革することが至急」であるとし、「投資拡大」と「職場創出」を通じた経済回復に向け「2段階の規制改革」の成功的な推進が重要であると強調した。これを受けて、国務調整室では「経済革新に向け2段階の規制改革推進指針」を作成して政府省庁に送付した。規制改革が国家競争力を高め、投資の活性化及び職場創出につながるため、経済革新を阻害する規制の障害物を除去することが経済活性化に一番効果的な手段であるからだ。特許庁でも政府の規制改革政策に積極的に同参し、知的財産基盤創造経済の実現に寄与するために発明家と「開かれた知的財産規制改革」により疎通する必要がある。

#### 2. 推進内容及び成果

特許庁は国民と企業が共感する規制改革の課題発掘のため、規制改善に関する国民公募（2015. 2）を実施（19件受付）するとともに、規制改革推進課題の総合的・体系的な管理のために革新規制3件、従来規制24件、内部改善38件、持続課題15件、苦情窓口3件を含む、「2015年の特許庁規制改革総合推進計画」を策定した（2015. 4）。そして、2度にわたり「規制改革国民陪審団会合」を開催して国民の目線に合わせて未登録規制34件を検討し、「特許・商標・デザインに関する文書電子化機関についての指定要件の緩和」などの6件の規制緩和を決定した（2015. 4）。特許庁が推進した83

件の規制改善課題について評価が行われ、「政府研究開発特許の開発機関所有原則を他省庁へ拡大」、「大企業等の開放特許に対する年次登録料の減免」、「審査着手前の取下げ・放棄時に審査請求料の払い戻し」などの3件が優秀課題に選定された（2015.10）。また、手数料の制度改善を通じて140億ウォン余りの費用負担も緩和されるものと期待される。

**【2015年度主要規制改革課題の推進成果】**

- ①（大企業などの開放特許に対する年次登録料の減免）無償で3年以上実施権契約時に50%相当額、無償移転時に1件当たり30万ウォン相当額の知的財産ポイント提供
- ②（年次登録料の減免）個人、中小企業などが保有した4～6年次特許年次登録料を最大50%まで減免
- ③（審査請求料の払い戻し）出願日から1ヵ月以前に出願放棄・取下げした場合のみ戻していた審査請求料を出願人が拒絶理由の通知を受けなかった場合にも審査請求料を払い戻しできるようにし年間約13億ウォンの費用を軽減できる見通し。
- ④（消滅された権利の回復制度改善）特許・デザイン権の回復時に実施中であることを証明する書類提出の廃止と回復費用を3倍から2倍に緩和して5億ウォンの費用節減が予想。
- ⑤（政府研究開発特許の開発機関所有原則について他省庁へ拡散）各省庁ごとに異なる研究開発結果物の知的財産権帰属主体を実際の実験機関が所有できるよう関連規定に反映。

※規制改革国民陪審団会議の結果（2015.6）規制緩和決定

連番	規制課題	根拠法令	所管省庁	推進状況
1	特許・デザイン・商標文書の電子化機関指定要件の緩和	特許庁施行規則など	特許審査制度課など	改正完了（2015.12.31など）
2	先行技術調査、特許分類付与、デザイン及び商標専門機関の指定取消要件緩和	特許法施行規則など	特許審査制度課など	改正完了（2015.12.31など）

3	国際出願調査員の資格要件緩和	先行技術調査専門機関の指定等に関する告示第13条	特許審査企画課	改正完了（2015.12.23）
4	事前抑制力の確保のために過料の上方	特許法	審判政策課など	2016年立法計画反映予定
5	秘密遵守義務の実効性確保必要	先行技術調査専門機関指定等に関する告示第20条	特許審査企画課	完了（2015.12）
6	研究ノート専門機関の指定告示制定	発明振興法施行令第6条の4	産業財産創出戦略チーム	未来部に業務移管（2016.1）

\* 先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業管理等に関する告示

※「規制改革国民陪審員団」選定の規制改革優秀事例

課題名	改善内容
政府研究開発特許の開発機関所有原則の他省庁拡散	（現行）政府研究開発結果物の知的財産権所有主体関連規定が省庁毎に異なる。 （改善）実績研究成果を創出した機関が該当する特許権所有可能
大企業等の開放特許に対する年次登録料減免	（現行）特許権者が経済的利益を放棄しながら無償で特許を開放しても別途の恵沢はない。 （改善）無償で3年以上実施権契約時に特許料50%相当額、無償移転時に1件当たり30万ウォン相当額の知的財産ポイント提供
審査着手前の取下げ・放棄時に審査請求料払い戻し	（現行）出願日から1ヵ月以前に出願取下げ・放棄した場合にのみ審査請求料の払い戻し可能 （改善）先行技術調査結果が特許庁に通知された場合を除外しては、出願人が拒絶理由の通知を受けていなければ1ヵ月以後も審査請求料の払い戻し可能

### 3. 評価及び発展方向

規制改革の成果は短期間で現れないこともあるので、受恵者である国民と企業が体感できるよう持続的に推進することが何よりも重要である。その点で特許庁が毎年推進している「手数料制度の合理化」は、経済的弱者である中小企業や個人の経済的負担を軽くする代表的な事例であり、共感も得ている。ただし、デザイン保護法の改正の遅延によりデザイン保護法施行規則の改正が完了されてない課題については、2016年に「前年度規制改善の後続課題」として選定し持続的に管理する計画である。そして、企業環境の変化に合わせて日没規制、従来の規制を再検討するとともに、企業と国民に負担を与える規制新設(強化)を最小化するために規制影響の評価、規制費用の分析等の規制審査も強化していく計画である。

## 第2節 従来規制の整備

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

### 1. 推進背景

政府は、2014年度「規制システム改革施行指針」に基づいて従来規制は10%減縮し、登録規制については30%以上規制再検討の日没を設定するようにした。特許庁でも経済規制46件について経済省庁の勸奨目標率である12%(5.52件)よりも高い17.4%の8件を減縮するとともに、特許庁の登録規制96件については、経済省庁の日没設定勸奨目標率33%(32件)よりも高い39.6%の38件を規制再検討の日没を設定した。また、登録規制21.9%の21件についても規制緩和を並行して取り組んだ。同じ指針において、2015年以降には省庁別に自律的に従来規制の減縮目標を定めるようにした。これにより国務調整室では経済革新のための規制改革と成果についても「2段階規制改革推進戦略」のパラダイムを「量的」規制改善から「質的」規制改善に転換し、省庁別に自律的に規制整備計画を樹立して不合理な従来規制を改善するようにした。そして、規制登録単位の一貫性不足などを理由に規制登録体系を「規制事務名」単位から「規制条文」単位に全面改編した。

### 2. 推進内容及び成果

#### イ. 従来規制

特許庁は、従来規制減縮課題である登録料未納、デザイン権者の誤りによって権利が消滅される場合、権利者の立場からこれ以上事業を営むことができない困った状況に置かれれば、例外的にデザイン権を回復することができる救済手続きを運営している。しかし、デザインが実施(製品の生産、使用、譲渡など)中であることを証明できる書類の提出が容易でないため、デザイン権者に負担要因として作用した。また、「実施中であるデザイン権」だけが回復要件に該当し、「未実施」又は「実施予定」デザイン権については回復申請ができない不合理な点もあった。そのため、回復要件

を実施したか否かを問わず「すべてのデザイン」へと拡大し、回復登録料も「3倍」から「2倍」に緩和した。これと並行して規制緩和の課題として知的財産サービス産業の活性化支援に向けて特許文書などの電子化機関指定要件及び特許専門機関の指定取消要件を緩和するとともに、国民の立場から納得し難い拒絶査定取消時の審判請求料払い戻しなどの手数料払い戻し制度を合理化にし費用負担を軽減できるようにした。そして、特許法改正を通じて不必要な特許紛争を予防し、正当な権利者の権利を保護する制度改善も推進した。

※特許庁における従来の規制整備状況

NO.	規制名	改正規定	規制内容	推進状況
1	消滅されたデザイン権回復要件の廃止及び緩和	デザイン保護法第84条	回復要件のうち、「実施中である」削除 回復料緩和(3倍→2倍)	公布(2016.1.27) 施行(2016.4.28)
2	消滅されたデザイン権の回復のための書類提出廃止	デザイン保護法施行規則64条	実施中であることを証明する書類提出の規定削除	公布(2016.4.22) 施行(2016.4.28)
3	特許専門機関の指定取消及び業務停止基準緩和	特許法施行規則第36条の2	文献及び装備未保有時(1次)業務停止6月、(2次)指定取消→(1次)業務停止3月、業務停止6月、(3次)指定取消	公布(2015.12.31) 施行(2016.1.1)
4	先行技術調査専門機関の指定取消緩和	先行技術調査専門機関指定及び運営と先行技術調査事業管理等に関する告示第22条	文献及び装備未保有時(1次)業務停止6月、(2次)指定取消→(1次)業務停止3月、業務停止6月、(3次)指定取消	公布(2015.12.23) 施行(2016.1.1)
5	特許分類付与専門機関の指定取消基準緩和	特許分類付与専門機関指定及び運営と特	文献及び装備未保有時(1次)業務停止6月、(2次)指定取消→(1次)業務停止3月、業務停止6月、(3次)指定取消	公布(2015.12.28) 施行(2016.1.1)



		許分類付与事業管理等に関する告示第22条		
6	特許文書電子化機関の指定要件緩和	特許法施行規則第120条の2	学士学位を持つ9年以上電算情報処理分野の業務遂行者→5年以上電算情報処理分野の業務遂行の経験がある1人以上の責任者を保有すること。	公布(2015.12.31) 施行(2016.1.1)
7	デザイン文書電子化機関の指定要件緩和	デザイン保護法施行規則第96条	学士学位を持つ9年以上電算情報処理分野の業務遂行者→5年以上電算情報処理分野の業務遂行の経験がある1人以上の責任者を保有すること。	公布(2015.12.30) 施行(2016.1.1)
8	商標文書電子化機関の指定要件緩和	商標法施行規則第107条	学士学位を持つ9年以上電算情報処理分野の業務遂行者→5年以上電算情報処理分野の業務遂行の経験がある1人以上の責任者を保有すること。	公布(2015.12.30) 施行(2016.1.1)
9	迅速な権利確定のための審査請求期間短縮	特許法第59条第2項	特許出願日から5年以内→特許出願日から3年以内	公布(2016.2.29) 施行(2017.3.1)
10	正当な権利者の出願可能期間の延長	特許法第35条	(現行)無権利者特許→無効審決→①無権利者特許の登録公告後2年&②無効審決確定日から30日まで正当な権利者の出願→出願日遡及、特許獲得 (改善)無権利者特許→無効審決→無効審決確定日から30日まで正当な権利者の出願→出願日遡及、特許獲得	公布(2016.2.29) 施行(2017.3.1)
11	正当な原理者の特許権移転請求制度の導入	特許法第99条の2	(現行)無権利者特許→無効審判・審決→正当な権利者の出願→再審査→特許→	公布(2016.2.29) 施行(2017.3.1)

			(改善) 正当な権利者が直接無権利者に該当特許権の移転を法院に請求する方法によっても自分自身の特許権の返還が受けられる根拠規定ができた。	
12	代理人委任状提出の緩和	特許法第7条	(現行) 代理人によって特許に関する手続きを踏む場合、すべての手続きにおいて委任状を提出することを義務化 (改善) 出願取下げ・放棄等の出願人に不利となる手続きや代理人の選任・変更等の出願人の意思確認が必要な手続きのみ委任状を提出	公布(2016. 2. 29) 施行(2017. 3. 1)
13	特許審査官の職権補正範囲拡大	特許法第66条の2	(現行) 記載不備、請求範囲記載方法違背等は職権補正不可 (改善) 些細な誤脱字の他に拒絶理由に該当する記載不備事項も明白に間違えて記載された場合に審査官が職権で補正可能	公布(2016. 2. 29) 施行(2017. 3. 1)
14	特許権を自ら放棄時には残余特許料払い戻し	特許法第84条	(現行) 無効審決が確定された場合のみ審決が確定された年の翌年からの特許料払い戻し (改善) 特許権を自ら放棄した場合にも放棄した年の翌年からの特許料払い戻し	公布(2016. 3. 29) 施行(2016. 6. 30)
15	デザイン権を自ら放棄時には残余登録料払い戻し	デザイン保護法第87条第1項	(現行) 無効審決が確定された年の翌年からの登録料のみ払い戻し (改善) デザイン権を自ら放棄した時に、放棄した年の翌年からの特許料払い戻し	公布(2016. 1. 27) 施行(2016. 4. 28)
16	拒絶決定取消時審	特許法第84	(現行) 拒絶決定取消時の審判請求料払	デザイン保護法

	判請求料の払い戻し	条、商標法大38条、デザイン保護法第87条	い戻し規定なし。 (改善)審査対象と審判対象が同一な場合に限り審判によって審査官の拒絶決定が取消となった場合、審判請求料払い戻し	商標法施行 (2016. 4. 29) 特許法施行 (2016. 6. 30)
17	審理終結前の請求取下げ時に審判請求料の一部払い戻し	特許法第84条、商標法第38条、デザイン保護法第87条	(現行)審理終結前の請求取下げ時に審判請求料払い戻し規定なし。 (改善)審判長が審理終結を通知する前に審判請求を取下げた場合、請求人の申請によって既に納付した審判請求料の2分の1払い戻し	デザイン保護法 商標法施行 (2016. 4. 28) 特許法施行 (2016. 6. 30)
18	地域知的財産センター定員及び職員任免に対する協議緩和	地域知的財産センター登録及び運営に関する規定(告示)第8条	センター職員及び職員任免に対する協議規定削除	改正(2015. 11. 27)

また、今年推進した規制緩和の課題と産業財産権情報化・サービス業の専門機関及び特許専門機関の指定及び指定取消基準などについて、2年ごとに政策環境及び与件変化等を鑑み、規制の廃止・緩和について検討できるよう17件の規制再検討の日没を設定した。そして、規制存置の必要性がない2件の規制については該当条項を削除した。

※特許庁における従来の規制日没設定状況

NO.	規制名	関連法令	改善内容
1	特許文書電子化機関の指定	特許法施行規則第120条の2	第123条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
2	デザイン文書電子化機関の指定等	デザイン保護法施行規則第96条	第102条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)

2015年度知的財産白書

3	商標文書電子化機関の指定	商標法施行規則第107条	第113条に日没根拠新設 (2015. 9. 14施行)
4	専門調査機関の指定取消	商標法施行規則第52条	第113条に日没根拠新設 (2015. 9. 14施行)
5	産業財産権情報化専門機関の指定等	発明振興法施行令第8条の3	第29条の2に日没根拠新設 (2015. 11. 19施行)
6	指定要件	産業財産権情報化専門機関指定及び運営に関する規定第3条	第11条に日没根拠新設 (2015. 11. 19施行)
7	指定取消	産業財産権情報化専門機関指定及び運営に関する規定第6条	該当規制条項削除 (2015. 11. 19施行)
8	登録申請及び査定	地域知的財産センター登録及び運営に関する規定第5条	第30条に日没根拠新設 (2015. 11. 27施行)
9	登録抹消及び業務停止処分	地域知的財産センター登録及び運営に関する規定第6条	該当規制条項削除 (2015. 11. 27施行)
10	発明の評価機関指定基準	発明振興事業運営要領第72条	第157条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
11	評価機関の指定取消	発明振興事業運営要領第78条	第157条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
12	指定要件	産業財産権保護専門機関の指定及び運営に関する規定第2条	第4条に日没根拠新設 (2015. 11. 24施行)
13	委託機関の指定要件	不正競争防止及び営業秘密保護事業委託機関の指定要領第2条	第8条に日没根拠新設 (2015. 11. 24施行)
14	指定取消	不正競争防止及び営業秘密保護事業委託機関の指定要領第6条	第8条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
15	実用新案文書電子化機関の指定	実用新案法施行規則第17条	第17条に日没準用根拠新設 (2016. 1. 1施行)

16	産業財産権サービス業専門会社の指定基準	発明振興法施行令第19条の9	第29条の2に日没根拠新設 (2015. 11. 19施行)
17	専門会社の指定取消	発明振興法施行令第19条の9	第29条の2に日没新設 (2015. 11. 19施行)
18	微生物寄託機関の指定基準	微生物寄託機関の指定及び運営に関する告示第4条	第23条日没根拠新設 (2015. 12. 1施行)
19	微生物寄託機関の指定取消等の処分基準	微生物寄託機関の指定及び運営に関する告示第10条	第23条日没根拠新設 (2015. 12. 1施行)

### 3. 評価及び発展方向

特許専門機関の指定及び取消基準の緩和など、従来の規制整備を通じて知的財産サービス産業の活性化を図るとともに、これまで国民が納得し難かった特許手数料の払い戻し制度を合理化にし、国民と中小企業の費用・負担を緩和できるようにした。そして、特許行政関連の不合理化制度を内部的に改善して国民の便宜を増進した。ただし、デザイン保護法、商標法、特許法関連の整備課題が国会の法律改正遅延により2015年内に改正が完了されず、2016年第1四半期に遅延改正された点については、規制整備の迅速性側面において残念なことであった。今後も規制法案の迅速な処理のために国家法案審査の対応力を高める必要がある。そして、経済革新及び職場創出のために企業環境の変化を図り、知的財産関連の規制全般を周期的に再検討できるよう従来の規制管理を強化していく必要がある。

### 第3節 核心規制の改善

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

#### 1. 推進背景

大統領は新年の記者懇談会において、「投資拡大と職場創出を通じて経済回復を図るために2段階の規制改革の成功的な推進が重要」と強調した。これを受けて、国務調整室では、「経済革新に向け2段階の規制改革推進指針」を通じて規制管理を「量」から「質」へ転換し、経済的波及効果が大きく、至急解決すべき企業活動の隘路及び多数の省庁連携の課題などについて省庁別に革新規制を発掘し改善することを要求した。

#### 2. 推進内容及び成果

特許庁では核心規制のブランド課題について、「国家レベルで特許活用促進を阻害する規制改善」に定め、細部課題3件を選定・改善した。その細部課題は、次のとおりである。

第1件目の細部課題は、「政府研究開発特許の開発機関所有原則を他省庁に拡大」することである。これまで政府は予算を支援した企業で開発された特許の所有・管理することに力を傾けてきた。その結果、政府支援事業を通じて創出された特許は量的側面では相当な成果を収めたが、特許活用側面では先進国に比べ不十分な実情であった。このため、研究界と産業界では、政府R&D事業を通じて創出された特許技術を開発した企業や機関が所有できるよう改善すべきであるという意見を提示した。これを受けて、特許庁は多数の省庁との協業課題により「特許所有制度の改善法案」を作成し、政府予算が投入されていても実際に技術を開発した企業や機関が特許を所有できるよう改善した。そして、「開発機関の所有原則」を未来部等の10省庁の研究開発管理規定に反映した。

省庁名	関連法令	推進状況
産業通商資源部	産業技術革新事業の共通運営要領	既施行
中小企業庁	中小企業技術開発支援事業の運営要領	既施行
未来創造科学部	国家研究開発事業の管理等に関する規定	2014.8施行
農林水産食品部	農林水産食品研究開発事業の運営規定	2014.10施行
海洋水産部	海洋水産研究開発事業の運営規定	2014.10施行
国土交通部	国土交通部所管研究開発事業の運営規定	2014.12施行
環境部	環境技術開発事業の運営規定	2014.12施行
国民安全処	国民安全処所管研究開発事業処理規定	2015.2施行
保健福祉部	保健医療技術開発事業の管理規定	2015.8施行
食品医薬品安全処	食品医薬品安全処研究開発事業の管理規定	2016.1施行

第2件目の細部課題は、「大企業などの開放特許に対する年次登録料の減免」である。全世界で特許を開放し活用を促進するための動きが拡大されている。このような動きの代表企業が米国のテスラと日本のトヨタである。これらは市場規模の拡大のために自社が保有した新技術の特許を独占せずだれでも使用できるように開放した。最近、LG、サムスン、SKなどの国内企業も創造経済革新センターを通じて特許を開放してベンチャー・中小企業の新製品開発を支援している。しかし、特許権者が経済的利益を放棄してまで無償で特許を開放しても、権利者のための別途の支援策がない状況であった。そこで、特許庁は顧客類型別の定期懇談会及び92社の企業に設問調査などを通じて眠っている特許がより価値あるものとして活用され、特許開放を促進するためには開放特許に対する政策的支援の必要性があるという意見を収斂した。これを受けて、特許庁は「特許料などの徴収規則」を改正し、2015年11月1日から特許権者が中小・中堅企業に無償で3年以上使用できるよう許容すればその期間の間に納付した特許料の50%を、特許権そのもの自体を移転すれば1件当たり30万ウォンを各々「知的財産(IP)ポイント」を提供した。特許権者は特許手数料を納付するとき知的財産ポイントを現金のように使えられ、開放特許に対する維持料負担が軽減されるものと期待される。

第3件目の細部課題は、「共有特許権者持ち分の処分制限緩和」である。大学が企業と共有特許を保有している場合、企業の同意がなければ持ち分の譲渡、通常実施権の許与等を通じた利益創出が難しいとの意見があった。これに対し、特許庁は企業と大学等を対象に設問調査、国民に対する公聴会等多様な意見収斂を通じてその他の共有者の同意がなくても持ち分の全体譲渡、通常実施権の許与等を可能にした特許法改正案を2015年8月に国会に提出した。しかし、国会産業通商資源委員会の法案審査において「共有者の同意なしで共有特許の持ち分譲渡は大学側には利益となるが、相対的に契約能力が弱い中小企業には深刻な被害を与える可能性がある」という指摘によって改正案が廃棄され、これに対する中長期的な補完・検討が必要となった。

### 3. 評価及び発展方向

特許庁は「政府研究開発特許開発機関の所有原則に関する他省庁への拡大」を通じて実際技術を開発した大学・研究機関・企業が特許を所有できるようにしたことにより産業界における研究開発の意欲が高まり、公共特許の活用がさらに促進されるものと期待される。そして、特許権者の開放特許に対する特許手数料の支援を通じて開放拡散基盤も構築した。今後、実質的に現場の変化のための質的規制改革への転換定着と創造経済の牽引のための規制改革波及力が大きく、現場において規制改革の過失を活用できる課題を発掘・整備する必要がある。



## 第3章 知的財産分野における政府3.0

### 第1節 概観

企画調整官 創造行政担当官 技術書記官 ジョン・ジンオク

#### 1. 推進背景及び概要

韓国は由来のない早い経済成長を築きあげ、2010年には世界7大輸出国として発展した。2012年には2050クラブに参入する国となったが、高齢化による老後の不安、青年の就職難、中央行政機関の地方移転による統合的な行政能力の分散などにより重大な国政懸案が山積みとなって、国民が感じる幸福体感指数は早い経済成長ほど高く示されなかった。

政府はこのような問題を解決するため、2012年7月に国政運営の新しいパラダイムとして「国家中心から国民中心に」公共サービスを提供する政府3.0構想を発表した。民間の意見収斂及び検討を経て2013年5月に政府3.0の推進基本計画を策定、2013年6月にビジョン宣布式を行い、政府3.0の取組みを本格化した。

政府3.0とは、「政府が保有する公共情報を開放し積極的に国民と共有することであり、政府省庁間の疎通を遮る仕切りを取り払い、互いに疎通と協力を行うことによって国政課題に対する推進動力を確保することである。また、国民に対しオーダーメイド型サービスを提供するとともに、職場づくりと創造経済を支援する新しい政府運営のパラダイム」を意味する。

また、政府3.0が追求する価値は、①公共情報の開放と共有により政府の透明性と信頼性の向上を目指し、政府と国民間の円滑な意思疎通と協力を拡大、②国民の各個人の便宜と幸福に焦点を合わせ、オーダーメイド型サービスを提供、③民間の創意と活力増進に向け革新環境づくりを支援、④効率的に働く統合型政府運営のために省庁間の仕切りを取り払う、⑤民間の能動的な参加を誘導するプラットフォームの政府を

構成することである。

＜表VI-3-1＞政府運営パラダイム変化の方向

区分	政府 1.0	政府 2.0	政府 3.0
運営方向	政府中心	国民中心	国民の各個人が中心
革新価値	効率性	民主性	拡張された民主性
参加	官が主導・動員方式	制限された公開・参加	能動的公開・参加、開放・共有・疎通・協力
行政サービス	一方向提供	両方向提供	両方向・オーダーメイド型提供.
手段(チャンネル)	直接訪問	インターネット	無線インターネット、スマートモバイル等

2014年7月には政府3.0推進委員会が発足され、民間委員を中心に学界・企業・関連省庁などの意見を収斂し、推進委員会で2014年9月にアップグレードされた政府3.0発展計画を提示することにより、政府3.0内在化に向けて中・長期の政府3.0実行計画の構築が必要となった。

このような政府運営パラダイムの変化に伴い、創意的なアイデア・技術革新・知的財産によって持続的な成長を成し遂げる時代が到来した。特許庁は、政策環境の変化及び時代の流れに合わせ、特許庁の政府3.0の実行計画を策定して創造経済(CREATIVE ECONOMY)を牽引する「特許庁の政府3.0」を本格的にスタートさせた。

## 2. 推進内容及び成果

特許庁は 政府・国民中心のサービス・仕事ができる有能な・疎通する透明な政府実現を推進戦略に定め、仕事のプロセス革新と変化の管理を行い推進管理体系を構築した。

## イ．国民オーダーメイド型サービスを提供する政府の実現

企業競争力の基盤となる高品質の知的財産権創出支援に向けて、先制的に最適の補正方向を提示する特許審査 3.0 の拡大(補正案レビュー制度の施行<sup>40</sup>、予備審査サービス<sup>41</sup>の対象拡大など)を行い、企業の製品市販時期に合わせた一括審査制度<sup>42</sup>を拡大するなど、企業戦略に合わせたオーダーメイド型特許審査サービスを先制的・積極的に設計・実現した。また、中小企業が特許紛争を避けながら競争社の模倣に対し攻撃ができるよう、特許庁は中小企業の R&D 初期から特許情報を活用して最適な技術開発の方向を提示し、競争社の特許技術を回避しながら競争社を圧倒させる優秀な特許創出を支援するオーダーメイド型 IP-R&D を推進した。

また、首都圏に居住する審判当事者の時間及び費用負担による不便を解消するため、顧客指向の遠隔映像口述審理サービスを推進し、2014 年 4 月から 2015 年 12 月まで 2,328 時間及び 7,000 万ウォンの費用を節減でき、当事者が便利な時点で口述心理の実施を可能にし、その結果利用者数も順調に増加となった。<sup>43</sup>

そして、地域の有望な中小企業向けに企業の IP 能力に基づいて IP Start-up → IP Scale-up → IP Star に繋がる成長段階別のオーダーメイド型知的財産権サービスを提供する IP スター企業育成事業に取組み、2014 年に比べ受惠企業の売上高が 18.0%増、雇用人員は 9.7%増となり、IP 出願も 35.4%が増加する成果を収めた。

## ロ．仕事ができる有能な政府の実現

---

<sup>40</sup> 補正案レビュー制度：公式審査(拒絶理由通知)後に、面談を通じて審査官が出願人の予備補正案の拒絶理由解消可否と最適な補正方向を提示する制度

<sup>41</sup> 予備審査サービス：公式審査(拒絶理由通知)前に、面談を通じて審査官が出願人に拒絶理由及びその解消方法を説明するサービス

<sup>42</sup> 一括審査制度：一つの製品に関する特許・商標・デザイン出願等に関し、出願人が希望する時点で一括的にまとめて審査する制度

<sup>43</sup> 映像口述心理件数(割合)：2014年4月～12月105件(21%)→2015年189件(29%)

優秀な特許を保有しながらも有形資産が不足している中小企業が、不動産などの物的担保がなくても必要な資金の調達ができるようにする IP 評価基盤の金融システムインフラ拡充のために簡素化された価値評価モデルを開発し<sup>44</sup>、知的財産価値評価機関として WIPS、ダレなどの民間業者が参加できるようにするとともに、中小・ベンチャー企業が保有した IP を担保に事業資金を確保できるよう投資・融資支援を拡大した。<sup>45</sup>

また、特許庁と大法院行政処間で協議チャンネルを構築し、特許庁の検索システム(KIPO-NET)と大法院総合法律情報サービス(COURTNET)を連結した。これにより、大法院が保有する最近の判例及び未刊行判決などの 15 万件の情報をインターネット網を通して特許庁の全職員が便利に利用できるようになり、審判品質の向上(特許法院提訴率<sup>46</sup>減少：2014 年 14.5%→2015 年 13.8%)及び審判処理期間の短縮<sup>47</sup>(2014 年 5.1 ヶ月→2015 年 4.9 ヶ月)に一助する成果を収めた。

#### ハ. 疎通により透明な政府実現

透明な政府実現に向けて、まず国民が希望する事前情報を公表して局長級以上の文書に対する原文情報公開率を高めた。情報公開ポータル(WWW.OPEN.GO.KR)に掲示された事前情報公表数は 431 件であり、公表情報の周期別現行化可否、情報目録別の掲示板設定可否、ホームページにおける公表情報利用の利便性などに対する事前情報の公表運営実績の定量・定性評価の結果、満点(優秀)を獲得しており、2015 年の局長級以上の決済文書原文情報公開率は 56.6%となり、その評価の結果、満点を獲得した。

また、高価値・高需要の知的財産情報を民間に開放して民間需要基盤の知的財産情報開放ロードマップを構築し、段階別に民間活用支援に取り組むことによって、知的財

---

<sup>44</sup> (従前)単一モデル(1,500万ウォン、6週)→(改善)普及型(650マンウォン、3週)、深化型(1,500万ウォン、6週)

<sup>45</sup> 投資・融資連携金融支援：(2014年)303社/1,658億ウォン→(2015年)400社/2,000億ウォン

<sup>46</sup> 特許法院の提訴率：特許庁の審判結果について不服し上級審である特許法院に訴訟を提起する割合で、審判の品質を示す代表的な指標に該当する。

<sup>47</sup> 法院の侵害訴訟と類似な手続きで行われる権利範囲確認審判の処理期間を意味する。

産に対する民間活用の強化を通じて透明な政府実現に取組み、解放データ商品数を拡大した。<sup>48</sup>

そして、民間－公共が共生する環境を造成するために「特許庁知的財産情報の国民に対するサービス提供及び管理に関する規定」を制定・施行した(2015年6月)。公共データの信頼性確保のための全周期の品質管理体系を構築してデータ品質の正確度を99.75%に高めた。また、行政自治部主管の「公共データ利用活性化支援事業」において「公共DB品質診断・改善」分野の課題として選定され、これに対する診断評価の結果、一位を達成した。

## 二. 仕事のプロセス革新及び変化管理

### 1) 仕事のプロセス革新

特許庁の政府3.0の精神に基づいて仕事のプロセスを革新するため、政府省庁の内部組織についての診断を通じて情報化担当部署間の類似機能を統合して機関内の効率的業務遂行の体系を構築し、出願、登録などの顧客接点サービス改善のための方式審査人材補強などを通じて遊休人材の運営を最適化した。毎週実施していた幹部会議の開催回数を減らし、幹部会議報告のための追加業務の発掘、参考資料作成などの業務負担を軽減した。

また、従前の単独審査でない2人以上が協業・疎通する再審査3人協議制を実施し重複検証を通じた審査品質向上により不実特許を未然に防止し、先行技術調査員が審査官の審査業務一部を補佐して業務の減縮及び効率化に取り組んだ。

そして、審査局内の各課に分散された類似技術の分類を統合して審査チームを新設し<sup>49</sup>審査専門性の向上に取り組むことによって業務を効率化させた。PCT先行技術調

---

<sup>48</sup> (2014年)API60種、Bulk39個→(2015年)API67種、Bulk64個データ提供

<sup>49</sup> 特許審査2局内で分散して審査していた汚染物分離、廃棄物加工等の業務を統合して資源再生審査チームを新設することによって審査の専門性を高めた。

査結果に対し PCT 審査官又は調査員が会って論議するための相互における頻繁な出張により発生する時間と費用を節減できるように映像会議も活性化させた。

## 2) 変化管理

特許庁の政府 3.0 内在化のために、政府 3.0 を含む国政課題中心の組織成果指標を設定して部署別の評価を反映し、政府 3.0 政策広報の実績を局の共通成果指標に設定して成果評価に反映した。

また、政府 3.0 方式の国民親和型の広報により政府 3.0 広報を強化した。すなわち、3.0 のビジョンと目標をよりわかりやすく説明し、国民に親しく近づくために特許庁の政府 3.0 キャラクターを開発し広報物を製作して広報やイベントなどに活用した。専門的な IP 政策についてカートーンを活用したストーリーテリング方式により一般国民が理解し易い広報に取り組んだ。「特許庁 3.0 サポーターズ」を構成してオンライン広報、街角キャンペーンなどを実施し、国民が直接参加する政府 3.0 方式広報にも取り組んだ。また、植樹日を迎え政府 3.0 広報文句を含む花の種袋をソウル駅、新村等の国民との接点地域において配布するなど、訪問型広報を実施した。全中央省庁、自治体などが参加する政府 3.0 体験広場イベントにおいて、一括審査制度などを国民が直接感じ取れる体験型の展示コンテンツ<sup>50</sup>を製作・展示した。

そして、特許庁政府 3.0 優秀事例を共有して拡大するために、各局・傘下機関の政府 3.0 推進事例の中で、庁内外の委員などの書面審査を通じて選定された優秀事例などの動画像を製作してオン・オフライン教育用に持続的に活用した。特許庁主観で行政自治体組織室長を含む他の中央省庁・公共機関などを招聘して特許庁政府 3.0 優秀事例及び現場を紹介する政府 3.0 現場フォーラムも開催した。<sup>51</sup>また、KIPO アカデミー内の「政府 3.0 の理解」に関するオンライン特別課程を開設し、庁内教育課程に

<sup>50</sup> 水素燃料電池車等の一括審査制度で作られた物品展示、一括審査制度の仮想体験等

<sup>51</sup> 政府3.0現場フォーラム開催内容：遠隔映像口述心理制度に関するブリーフィングおよび模擬映像口述心理試演、IP-R&D戦略支援事業のブリーフィングおよび受惠企業の事例発表等

「政府 3.0 の理解」教科目を編成・運営した。政府 3.0 推進委員会の専門委員を招聘して特許庁及び傘下機関の職員を対象に教育を実施した。

### 3. 評価および発展方法

政府 3.0 推進戦略であるサービスを提供する政府・有能な政府・透明な政府の実現と仕事のプロセス革新および変化管理を通じて政府 3.0 の内在化と拡大を推進し、各種知的財産サービスと政策を国民オーダーメイド型サービス体系へと転換する成果を創出した。

2016 年には国民幸福と企業成長を牽引する知的財産サービスの提供を目標に、重点推進課題を中心に特許庁の実行計画に取り組む計画である。

まず、政府 3.0 変化管理推進に向けて政府 3.0 方式の国民親和型の広報強化及び他省庁との統合広報に取り組み、創意的な公職文化の造成のための疎通と共感に関する成果管理 3.0 を推進し、国民とともにする特許庁の政府 3.0 優秀事例の共有・拡大を実施して、現場疎通型の変化管理プログラム運営を活性化させ、特許庁の政府 3.0 提案公募展を実施する計画である。

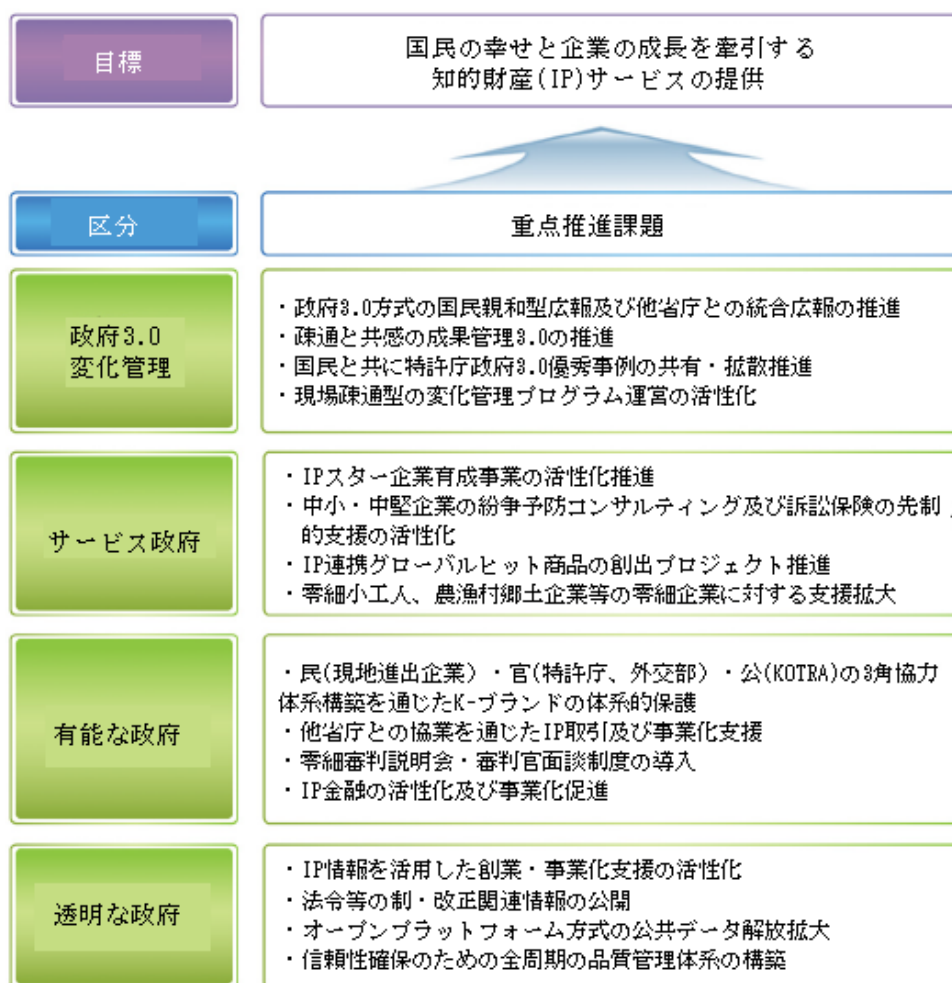
次に、国民オーダーメイドサービス政府実現のために、IP スター企業育成事業の活性化に取り組み、生涯周期別の発明学習体系を構築し、国家未来技術「青写真特許データセンター」構築を通じて統合特許 DB を提供した。また、中小、中堅企業の紛争予防コンサルティング及び訴訟保険の先制的支援を活性化させ、知的財産連携のグローバルヒット商品の創出プロジェクトに取り組み、零細小工人、農漁村郷土企業などの零細企業支援を拡大し、現場疎通型審査協力を通じて審査品質を高め、国民デザイン団構成により IP サービスプロセス革新の取組む計画である。

また、仕事ができる有能な政府実現に向けて、民(現地進出企業)・官(特許庁、外交部)・公(KOTRA)の 3 角協力体系の構築を通じた K-ブランドの体系的な保護に取り組み、他省庁との協業を通じた IP 取引および事業化を支援し、映像システムの活用対

象を口述心理だけではなく審判説明会、審判官の面談などの拡大、IP 金融の活性化及び事業化の促進、次世代検索システムの高度化を通じて審査業務効率性を高める計画である。

最後に、国民に信頼を与える透明な政府実現のためには、知的財産情報を活用した創業・事業化支援を活性化させ、法令など制・改正関連情報の開放、オープンプラットフォーム方式公共データ開放の拡大、誤謬のないデータ提供などにより信頼性の確保のため、全周期品質管理体系を強化し、過去のデータの全面整備を通じたサービス品質向上を推進していく計画である。

<図VI-3-1> 2016年特許庁の政府3.0実行計画の推進目標及び方向





## 第2節 中小企業の技術隘路解消のためのIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 パク・ソンウ

### 1. 推進背景及び概要

企業がR&Dを遂行する目的は、より良い製品を開発して事業化に成功し利益を創出することである。このような理由により、大企業は技術開発の企画段階を重視し、初めっから多様な調査を行ってからR&Dを推進するか否かについての細部方向などを定める。また、場合によっては R&D 推進中にその方向を変えたりもする。

しかし、中小企業はR&Dを開始する前に十分な事前企画段階を経ない場合が多い。既に市場において定着された先導企業若しくは競争社の製品をモチーフにし、それと類似な製品を開発することを目標にするか、又は自社が保有した技術に対する自信感を基に市場や周辺環境に対する客観的な検討をしないままR&Dを推進する 경우가多い。大半の中小企業は環境分析を行い、関連製品の市場が今後どの程度に拡大するのかについて予測する市場調査報告書を参照する程度である。

製品開発前に未来市場を分析して成功可能性がある技術を開発すれば試行錯誤を減らすことができ、開発された製品に対し経済的成功を収めることができる点について中小企業がよく理解していても、これを実際にR&D 過程で適用するという事は容易ではないということである。

R&Dの企画に対する十分な経験を持つ人材や時間やノウハウも不十分であり、検討すべき「R&Dの周辺環境」は、会社のニーズ及び現況のような自社の環境、市場・顧客に対する巨視的な動向、市場において直接する競争社の製品及び技術に対する評価分析、特許紛争に対する予想、各国別の規制・国家政策、技術標準化の動向など、かなり多様であるからだ。

そこで、特許庁は韓国中小企業の研究開発の成果を画期的に高めるため、企業に特

許情報を活用したオーダーメイド型研究開発戦略を提供するIP-R&D戦略支援事業に取り組んだ。IP-R&D戦略支援は、全世界の特許ビッグデータの綿密な分析を土台に競争社の核心特許に対する事前対応戦略を策定し、中小企業が直面する特許紛争を未然に防止し、特許情報から新技術アイデアを導出した後、これを実現する最適な研究開発方向を提示して、研究開発の結果を優秀特許として確保できるよう支援する企業オーダーメイド型サービスである。

## 2. 主要内容及び成果

### イ. 企業参加の活性化

特許庁は中小企業の技術隘路問題の解決のために中小企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための多様なオーダーメイド型参加チャンネルを構築した。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関係団体が集まって相互間の疎通及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産創造企業協議会」を運営しながら、IP-R&D大衆化のための研究と人材養成及び仕事場づくりのための努力とともに、企業現場の隘路問題や不合理な規制を発掘し提言する通路として活用した。

特許庁は、2009年～2015年まで998企業と大学・公共研究院などに「IP-R&D 戦略策定支援」コンサルティングを提供し、このような経験を基にIP-R&D活用書の発刊、研究会及び優秀事例共有会の開催などを運営し、「IP-R&D」大衆化の先頭に立ってきたが、限定された予算と人材だけではIP-R&Dを全体企業へと拡大させることに限界があったため、参加企業及び関連団体が意思を共にし2014年4月に協議会を発足することになったのである。

参加企業のニーズに対する体系的な分析のため、消滅特許の活用、先端部品・素材支援、大・中小企業の共存戦略などのIP-R&D 支援分野を細分化にし、企業に対しより密着的に、戦略的に支援を強化した。特許庁において構築した特許DB連携を通じて特許紛争、ビジネス情報も提供した。

<図VI-3-2> 知的財産創造企業協議会の発足式



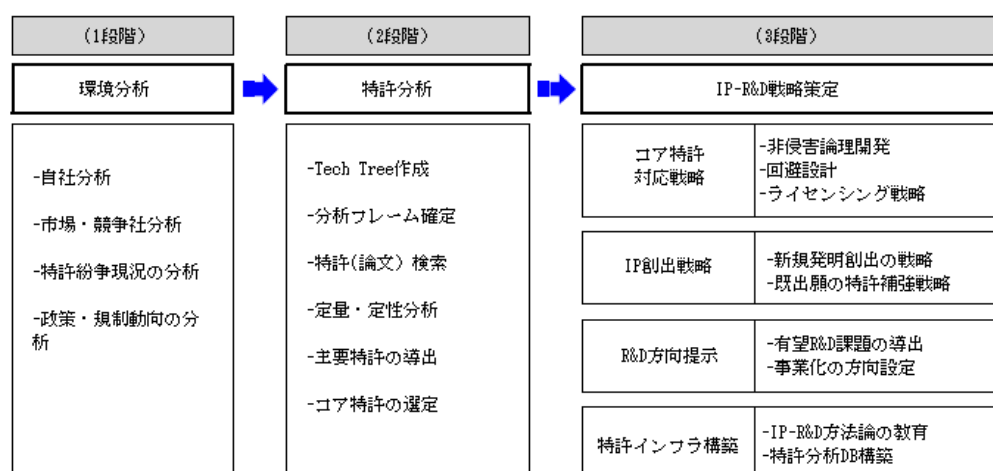
そして、IP-R&D戦略支援事業に企業の参加を拡大するため、事業広告だけに依存せず、各地域別に出向いて行って事業説明会を開催し、IP-R&D ポータル、ネットワーク等を通じて多角的に広報を行うなどで参加企業の発掘に出た。

R&Dで開発された技術が商用化されるまで市場分析とマーケティングなどの支援が必要であり、特許庁はIP-R&D事業の後続処置の連携を通じた R&D 分野のワンストップ体系を構築し、より多くの企業が本事業に参加して恵沢を受けられるよう支援した。

ロ. オーダーメイド型サービスの実現

特許庁はIP-R&D 戦略支援事業参加企業の規模を基準に、より密着的で差別的なコンサルティングを提供した。中小企業に対しては「先端素材・部品 IP-R&D 戦略支援」事業を通じて素地部品中小企業の技術競争力強化に向けて特許観点からの R&D 戦略を策定支援している。

<図VI-3-3> 先端素材・部品のIP-R&D戦略支援プロセス



初めに、環境分析の段階においては、企業ニーズ及び現況把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競争社の分析とともに、特許紛争の現況、国家政策動向などの技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次に、特許分析段階では企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、これを基礎に主要コア特許を導出する。

最後に、導出されたコア特許に対応するための非侵害論理開発及び回避設計の実施、新規IP創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラ構築を支援する。

特許庁は2015年に本事業を通じて計128社の中小企業にオーダーメイド型知的財産権ポートフォリオ構築を支援した。その結果、計665件のIP獲得戦略、973件のコア特許対応戦略、521件のR&D方向提示戦略等を導出して中小企業のR&D現場に提供した。

<表VI-3-2> 2015年先端素材・部品IP-R&D戦略支援事業の実績

区分	IP獲得戦略(買入、補強、新)	コア特許 無力化戦略	R&D方向 提示戦略	ライセンス ング戦略	特許Infr a構築戦	合計

	規)		(事業化、生産性、R&D課題)		略	
117社*	665	973	521	56	224	2,439

### 3. 評価及び発展方向

IP-R&D戦略の支援を受けた研究開発の課題は、支援を受けていない課題に比べ特許出願件数は11.7倍、優秀特許割合<sup>52</sup>は2.9倍、三極特許割合<sup>53</sup>は5.2倍高いものと示され、参加企業は売上高の増大、開発期間の短縮、投資誘致などの費用対比11倍に達する経済的効果を収めたものと確認されている。

2015年の本事業に関する支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると次のとおりである。

<表VI-3-3> 支援企業の優秀事例

- (V社)海外グローバルC社との特許訴訟の勝訴(2014年)
  - グローバルスポーツ衣類会社N社・A社に輸出(2015年)
  - \*C社のコア特許に対する無効か戦略支援を通じて特許紛争の勝訴
  - \*太陽光に発熱する機能性繊維の性能を極大化する原料物質・製造方法の提示
  - \*従来のカモ・カチョウ繊維に比べ1/10価額、環境にやさしい製品の事業化成功
- (N社)先導競合企業の製品対比耐久性2個強化、画期的な開発期間短縮(3年→2年)
  - \*特許回避のためにTV用反射防止フィルムの細部模様変更( $\Delta \rightarrow \Omega$ )及び $\Omega$ 模様形成の工程技術を提示してさらに進歩した特許創出
  - \*特許分析を通じてフィルム細部模様の最適スペック(高さ/幅)を提示し試行錯誤を最小化

<sup>52</sup> 優秀特許の割合：特許分析評価システム(SMART3.0)の9等級の評価結果のうち、上位3等級特許の割合

<sup>53</sup> 三極特許の割合：国内に登録された特許と同一な発明が米国、ヨーロッパ及び日本特許庁に同時に申請された割合

<表VI-3-4>支援企業の反応

○(V社代表)IP-R&D支援がなかったのであれば、グローバル企業と特許訴訟においてどうしようもなく攻撃されたはず、IP-R&Dで事前に準備したために特許訴訟での勝利が可能となり、成長の機会として活用することができた。

○(N社代表)特許庁とともにIP-R&Dを進行しながら特許がどのように創出されるのか、競争社はどの位置にいるのか、それならば我々はどの方向へどのように進めばいいのかを悟った。

○(D社理事)IP-R&Dは会社の新成長に大きな資産となった。特許紛争を防御したことはもちろん、紛争可能性が低い独自モデルで世界市場の進入に成功した。これは海外中心に売上高構造が変わる契機となった。

○(L社常務)IP-R&D支援の結果物で事業化に成功した製品の売上高が毎年増加している。今後も新事業アイテム開発にあたって特許情報を積極活用して差別化した製品を開発する計画である。

2016年にはオーダーメイド型戦略強化のために事業の種類を多様化にし、需要者の満足度を高めるための事業を内実化した。IP-R&D底辺拡大のために産・学・研の教育対象者及び就業希望者を対象に理解度によって段階別にオーダーメイド型教育体系を設計して運営し、特許分析競合大会の開催及び地域別研究会等を拡大するなどの民間拡大を強化する予定である。

中小企業に対しては、従来の素材部品分野において全産業分野に支援を拡大し、限定された財源で殺到する中小企業の養成に応じるため、より多くの成果創出のための予算増額などについて政府レベルで関係部署と協力する予定である。

### 第3節 高価値・高需要データの開放・活用支援

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 キム・ヨンス

#### 1. 推進背景及び概要

国内外の公共データ解放政策により活用価値が高い知的財産データに関する民間の開放要求はますます増加しており、産業的波及効果が高い未来戦略産業として知的財産に係る情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業は成長初期段階に止まっており、企業の特許戦略の策定、特許紛争の対応などの活用価値が高い特許情報に関する民間への開放需要は増加しつつあるが、これまでの特許情報開放の努力は供給者中心の特許情報DBの開放、短編的な民間活用支援などに止まっており民間活用に限界があった。

これを受けて特許庁では、知的財産情報の生産・普及から活用・流通までの全周期にわたる支援を行い、知的財産情報の民間活用強化と市場活性化を図るために政府3.0の精神に基づいて 民間の需要に基盤を置いた特許情報開放ロードマップを構築(開放インフラの高度化及び意見収斂の体系)し、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報に至るまで段階別に民間活用支援政策に取り組んでいる。

#### 2. 主要内容及び成果

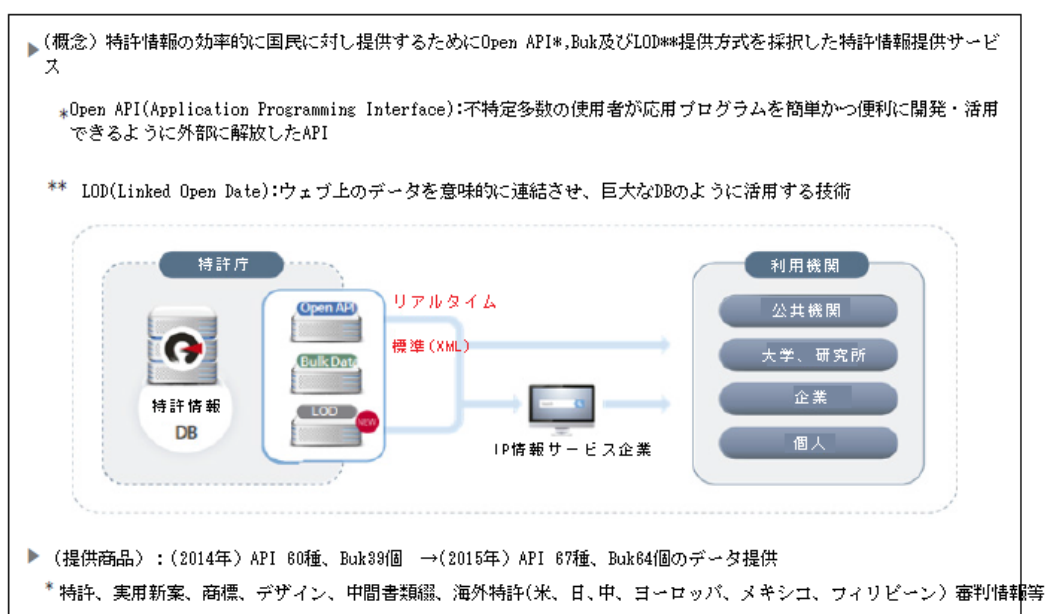
##### イ. 計画策定及び開放インフラの整備

特許庁はまず先に、民間需要基盤の特許情報の開放・段階別な民間活用支援に向けて総合計画を策定(2014年3月)し、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRISPlus)を利用して出願人の代表名、中間書類綴りの情報などについて民間需要及び波及効果が大きい特許情報を優先して開放している。効果的な特許情報開放のために特許庁の「公共データ提供に関する規定(訓令第768号)」を設定(2014年6月)し関連法・制度を

整備した。、 国民提供用の特許データ拡大及び創業・中小企業の手数料負担緩和のために手数料告示を改正(2014年11月)した。<sup>54</sup>

特許庁はOpen API方式の多様化等を通じて使用者のデータ活用が容易にできるようKIPRISPlusを改編(2014年12月)した。また、IP情報以外にも韓国貿易協会、韓国科学技術情報研究院などの他機関(12機関)が保有するビジネス情報を統合して提供する「IP-Biz情報一括サービス」を開発し民間に開放(2015年3月)した。

<図VI-3-4>KIPRISPlus(plus.kipris.or.kr)概要



#### ロ. 段階別の民間活用支援

政府3.0及び公共データの開放・活用政策の支援、特許情報の商品開発・流通・創業総合支援のために「KIPRISPlus」運営チームを「特許情報活用支援センター」に拡大改編(2014年6月)し、特許情報の商品開発から商品テスト、創業、マーケティング、販売などにおいて段階別に支援を行った。特に、特許情報商品開発のために「KIPRISPlus」を活用した創業支援プログラムを通じて、2015年に上半期と下半期で計20千

<sup>54</sup> (2013年)Open API 41種の購買費用3,711万ウォン/年→(2014年11月以降)Open API 45種の購買費用249万ウォン/年



ームの創業支援者に特許情報DBを無償で支援した。

<表VI-3-5> KIPRISPlusを利用した創業支援プログラム

区分	IP情報商品の体験支援	優秀商品の開発支援
提供対象	IP情報の商品化のために体験を希望する個人及び法人(6チーム)	優秀商品に開発アイデアを有する個人及び法人(上半期5チーム、下半期9チーム)
提供内容	全Open API商品に対し4ヵ月以内において提供	優秀商品開発に必要なBulk及びOpen API特許商品1年間無料で提供

2014年8月に特許庁(特許情報活用支援センター)、中小企業庁(創業振興院)間の政策協力により、IP情報を活用したスタート業支援プログラムを最初に施行し、また、国内外の特許情報イベント、フォーラムなどにおいて民間の特許情報商品の広報及びマーケティングの機会を提供した。

<表VI-3-6> IP情報活用環境造成のための民・官協力活動

イベント名(主管)	イベント概要	支援内容
IP情報使用者ポータル	-1000名余りの企業内特許情報専門家集団を中心に、新規情報の入手及び専門知識交流の場を構成して運営(2013年4月に設立、四半期毎に運営)	- 特許情報商品についての専門家意見を提供
公共データ活用競合大会	- 未来部、安全行政部の主管によりICT分野の創意的問題解決型の人材発掘及び就業連携のために公共・民間DB融合の優秀アイデアを公募(2015.7.30~2015.11.23)	- IPデータ活用アイデア競合大会の大賞受賞作を本選に推薦
IP情報DB&ソリューションコンファレンス	- 特許庁主催、韓国知識財産協会の主管で国内企業の特許情報サービス広報のためのコンファレンスを毎年開催(2015年5月)	- 需要者のマッチング及び商品広報
国際特許情報コン	- 毎年国内外の最新特許情報を活用して付加	- 特許情報商品の展示ブー

ファレンス (PATINEX)	価値創出のための国内外の企業戦略の共有 及び展示広報ブースの運営など(2015年9 月)	ス運営支援
-----------------	--	-------

＜表VI-3-7＞IPデータ活用アイデア競合大会

賞勲・賞金	選定数	アイデア名	連携支援
大賞(100万 ウォン)	1チーム	- 特許ビッグデータの自動化検索サービス	公共データ活用競 合大会の本選推薦
優秀賞(50 万ウォン)	2チーム	- 代表イメージの検索サービス - GS-1コード基盤の特許分類検索システム	2015年優秀商品の 課題支援連携
奨励賞(30 万ウォン)	2チーム	- 実施権者の追跡サービス - 競争者出願件の公開アラームサービス	
入選	2チーム	- QRコードのKIPRIS連携サービス - Sponaid( IP Sponsoring Aid)	

#### ハ. 意見収斂体系の構築及び広報強化

特許庁は「特許情報使用者フォーラム」、「IP情報サービス業者統合懇談会」、「特許情報開放・活用の諮問委員会」などを設置してVOC及び政策諮問を求め、機関長の現場訪問を行い、民間活用時の隘路事項についてのモニタリングに積極的に取り組んでいる。

また、KIPRISPlusの韓国文・英文のウェブサイトを改編して利用者が便利に統合検索や照会ができるように図り、特許情報の開放及び活用成果について機関長の寄稿、インタビュー、報道記事、全国25ヵ所の屋外広告版、地下鉄などを利用して広報を行い、市場活性化に努力した。

### 3. 評価及び発展方向

このような努力により知的財産情報の開放・活用実績は、2015年のKIPRISPlus利用機関数が2014年の47機関から2015年は51機関に8.5%の増加となった。また、Open APIの利用件数は2014年200百万件から2015年320百万件に65.6%の増加し、商品の利用件数は2014年258件から2015年450件に74.4%増加した。

また、開放ロードマップの策定を通じて体系的な知的財産データの開放を拡大することにより、開放データ件数が2014年39件から2015年64件に知的財産データが拡大した。

<図VI-3-5> KIPRISPlusによる知的財産情報活用の実績



また、民間企業においてはKIPRISPlusと連動して特許情報商品を開発するときに、企業別の開発費用(DB構築、人件費)を7.3億ウォン程度(23企業で計167.9億ウォン)の開発費用が節減でき、開発期間も2ヵ月短縮した効果があった。費用節減は売上高の増加につながりKIPRISPlusを開通した2011年からの利用企業の売上高及び雇用増加の動きを分析した結果によると、KIPRISPlusを利用した6企業は、特許情報商品開発などにより前年対比の売上高が16.7%(2015年計485億ウォン)の増加をみせ、58名の新規雇用の創出が予想されるものと示された。また、2015年には特許情報サービスを基盤に6企業が新たに創業し、11名の新規雇用の創出が行われた。

また、IP-Biz一括サービスの提供により情報検索の費用を節減した。

特許庁は今後も政府3.0精神に符合する知的財産情報の開放・流通活性化のために多様な支援政策に取り組む予定である。

第一に、需要者中心の知的財産情報の開放・共有を持続的に拡大する。そのために新規の産業財産権に係る情報商品を提供し、民間の新規商品の発掘を支援する計画である。また、国民の活用度が高いデータを発掘してOpen APIを開発しLOD<sup>55</sup>のデータ提供・連携拡大などのIP情報サービス提供方式の多変化に取り組む予定である。

また、台湾の特許情報、中国の法的状態程度などの活用度が高い高付加価値の海外知的財産情報と審判情報、異議申し立て情報などの民間の需要が高いオーダーメイド型知的財産情報の開放を拡大する計画である。

第二に、予備創業者にIPデータ・情報資源を無料で提供し、優秀IP情報商品の開発を誘導するなどの創業支援プログラムを活性化させ、技術保証基金との協業により商品開発及び市場進入のための創業初期資金を優遇支援し、技術評価及び事業化コンサルティングなどのIP情報サービス企業の育成のための創業及び事業化プログラムを発掘して支援する計画である。

<図VI-3-6>省庁協力のスタートアップ支援モデルプロセス



第三に、民間参加型オンラインヘルプデスクの構築により、IP情報開放データの品質改善、開放データの問い合わせ、Open API技術支援など、国民の便宜機能の改善及び高品質の知的財産データの提供のために努力する計画である。

第四に、IP情報活用の認識を高めるために活動を強化していく計画である。IP情報利用低辺の認識向上及び活用支援体系の強化に向けて「IP情報活用アイデア競合大会」

<sup>55</sup> LOD(Linked Open Data): ウェブ上のデータを意味的に連結させ巨大なDBのように活用する技術基盤

を開催し、IP情報活用の増大及びIP情報サービス市場の活性化に向けて「IPDB&ソリューションカンファレンス」も開始する予定である。

また、IPデータ活用コミュニティーを造成してIPデータ利用者間で自律的に意思疎通と情報共有をすることにより、IPデータの活用、開発ノウハウの共有などのためのオンラインでの情報共有空間も構築する予定である。

さらに、地域知識財産センター(RIPC)などと連携して全国的なネットワークを構築することによって、IP情報に対する活用認識を高めることに努める計画である。

## 第4節 遠隔映像口述審理を通じた国民向け特許行政サービスの改善

特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

### 1. 推進背景及び概要

2014年4月に特許審判院は、ソウル及び首都圏などの遠距離に居住する審判当事者及び代理人の時間及び費用負担による不便を解消する国民オーダーメイド型サービスを提供し、また、科学技術ICT(INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGY)を活用して創造経済に貢献する新しい政府運営のパラダイムに応じるために「映像口述審理システム」を開通した。

口述審理制度は書面審理に比べ争点を早期に整理することができ、審判官及び当事者に事件の理解度を高めて迅速な審判処理と審判品質の向上に寄与するメリットがある。このようなメリットを積極的に活用して国民の便宜を増進させるため、特許審判院では「遠隔映像口述審理」サービスを行い、政府3.0精神に基づいた国民と直接疎通する顧客オーダーメイド型サービスを提供した。

### 2. 主要内容及び成果

2006年に特許審判院は事件の争点を正確に判断し、当事者間における十分な説明機会を与えるために口述審理制度を導入した。導入後から口述審理は一日平均3件以上が行われ、2013年には879件に上った。しかし、口述審理は審判当事者が直接大田市を訪れるか、審判部と速記士などの支援人員がソウルに移動しなければならないなどの時間的、経済的な不便さがあった。そこで、これまで国民が行政機関を直接訪問しなければならない行政便宜サービスから脱皮し、科学技術を利用した「遠隔映像口述審理」サービスを導入することにより、国民に対し便利なサービスの提供ができ、国民幸福の追求に寄与した。

口述審理制度を施行した以降も持続的に制度を改善していき、国民の参加を拡大し

たことにより審判当事者から好評を受けていたが、顧客の目線でさらに便利なサービスを提供するための働きかけが特許庁内部で起こり、ソウル事務所の審判廷と大田審判廷間の遠隔映像口述審理システムを構築すれば、遠距離居住の当事者間で時間及び費用負担の不便が解消できることに着目した。

遠隔映像口述審理システム導入のため、大韓弁理士会、審判部、審判当事者などの対内外の顧客の意見を積極的に収斂し、鉄道公社、ソウル国際仲裁センターなどへの現場訪問、海外特許庁の状況などについて事前調査を徹底的に行い、映像口述審理システム導入についての妥当性を検討した。

2013年6月に本格的に遠隔映像口述審理システムの構築方案を策定して映像会合システム構築の方向性、予算確保の方案などについて論議した。7月からは遠隔映像口述審理試演会の開催と事業予算の確保、訓令改正などを行い、遠隔映像口述審理導入に対する事前準備作業を行った。

当事者、代理人の90%が主にソウル、京畿、大田に居住しているため、2014年4月に大田ーソウル間の遠隔映像口述審理システムを構築し、2014年10月から一般人の関心度が高く、映像による証拠物の確認及び争点の把握が容易な商標分野を優先して試験的に運営した。試験運営の結果、問題なく成功的に口述審理が行われたことから、2014年10月からは特許・実用新案などの全分野に拡大して実施している。

<表VI-3-8> 当事者及び代理人の分布 (2014年口述審理参加者基準、計1,156名)

居住地	ソウル	京畿	大田	釜山	大邱	慶南	光州
割合	87.4%	2.3%	5.0%	1.5%	0.7%	0.7%	0.3%

<表VI-3-9> 口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
口述心理件数	647	757	953	879	633	645

映像口述心理件数	0	0	0	0	105	189
----------	---	---	---	---	-----	-----

遠隔映像口述審理システムの構築によって、審判当事者はわざわざソウルから大田まで訪れなければならない不便さがなくなり、映像を通して便利に口述審理を行うことができた。

また、専用光ケーブルを利用した映像システムを活用してリアルタイムで質疑応答ができるようになり、実物画像機などの先端IT装備を活用して音声、文書、イメージ、動画像などの多様な方法で審判部に資料を提示し、便利に事件の争点を説明することができるようになった。

#### <図VI-3-7>遠隔映像口述審理の審判廷

大田審判廷



ソウル審判廷



### 3. 評価及び発展方向

遠隔映像口述審理システムの開通により審判当事者の絶対多数である首都圏居住者



が希望する時間にソウルにて口述心理に参加することができ、2014年4月から2015年1月2月まで2,328時間及び7,000万ウォンの費用が節減できた。

また、生業に従事する時間及び代理人費用などの経済的負担により口述審理に参加ができなかった経済的弱者及び情報脆弱階層の口述心理に対する接近性が一層強化された。

そして、ソウル審判廷に遠隔映像口述審理システムを構築することによって、出願、登録、審判などの特許関連業務をソウル事務所へ一度だけ訪問すればワンストップで処理することができるようになった。

<表VI-3-10>遠隔映像口述審理システムの経済的効果

◇時間節減：2,328時間＝[2時間×2名×291回（2014年4月～2015年映像口述心理回数）]×2（往復）
◇費用節減：7,000万ウォン＝旅費[(2.5万ウォン×2名×291回)×2（往復）＝3,000万ウォン]＋移動に伴う機会費用[1.8万ウォン（時間当たりの人件費）×2時間×2名×291回]×2（往復）＝4,000万ウォン]

また、遠隔映像口述審理を利用した当事者及び代理人を対象に満足度調査を実施した結果、遠隔映像口述審理に対する満足度が95%以上でかなり高く示され、また、今後も遠隔映像口述審理を再度利用したいという回答の割合も98%に上った。

遠隔映像口述審理に対する国民の満足度が高く、大半の回答者が遠隔映像口述審理を再度利用することを希望しているため、特許審判院では持続的な遠隔映像口述審理の活性化に関する方案を模索し、審理遅延による顧客の不満が発生しないように遠隔映像口述審理システムの障害に対する対策を講じるとともに、技術及び装備の持続的なアップグレードを行う計画である。

また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく、技術説明会、審判官の面談などにも活用する予定であり、首都圏以外の地域においても審判請求件数が

増加する場合には、他地域でも映像口述審理システムの導入を推進する予定である。

これからも特許審判院は、韓国のICTサービス技術を基盤に国家レベルでスマートワーク活性化の政策に応じ、創造経済実現の牽引車となるよう絶え間なく最善を尽くす予定である。